

最近の家畜衛生をめぐる情勢について

平成30年7月9日

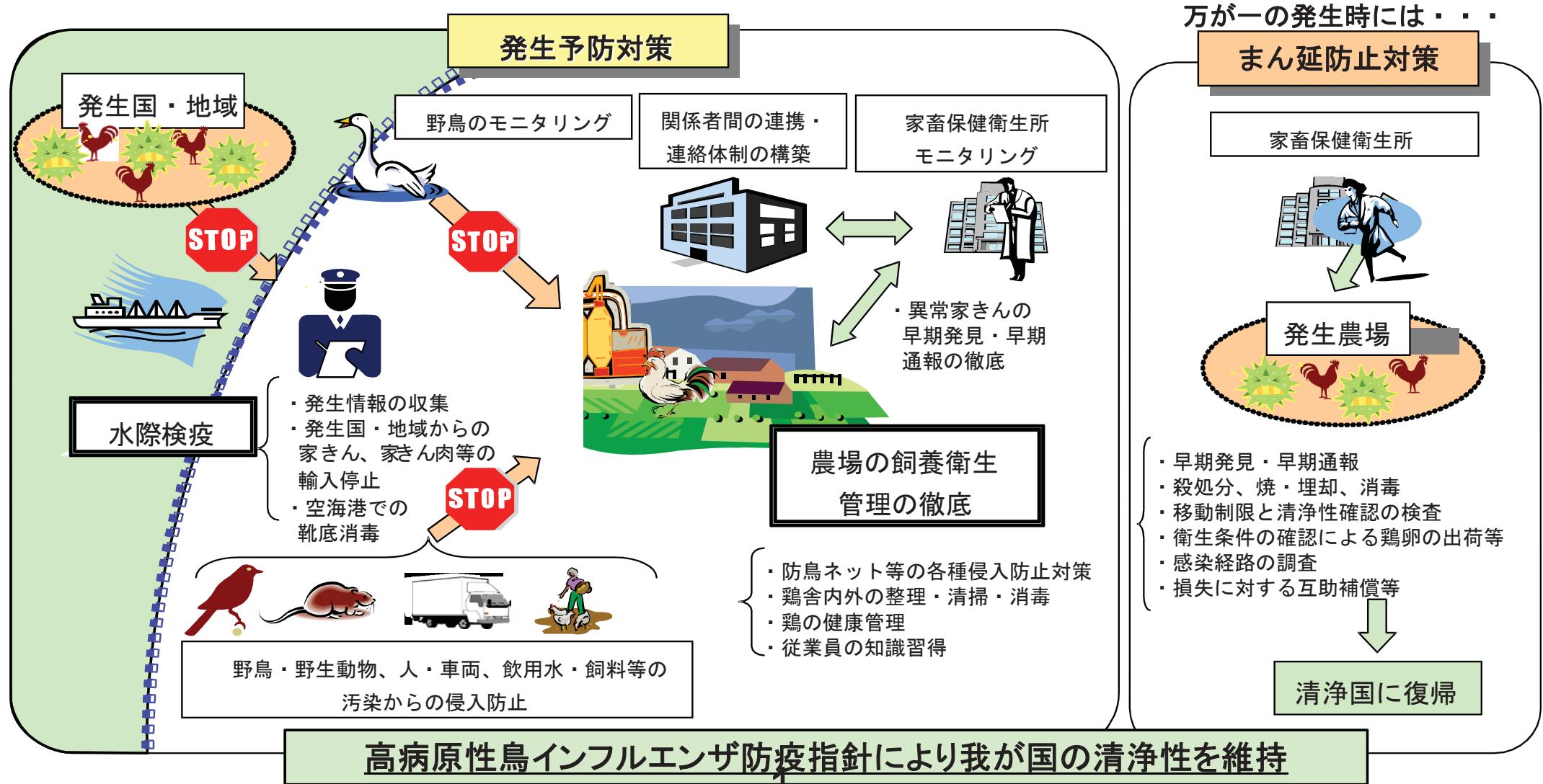
農林水産省消費・安全局動物衛生課

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- 発生時の殺処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。

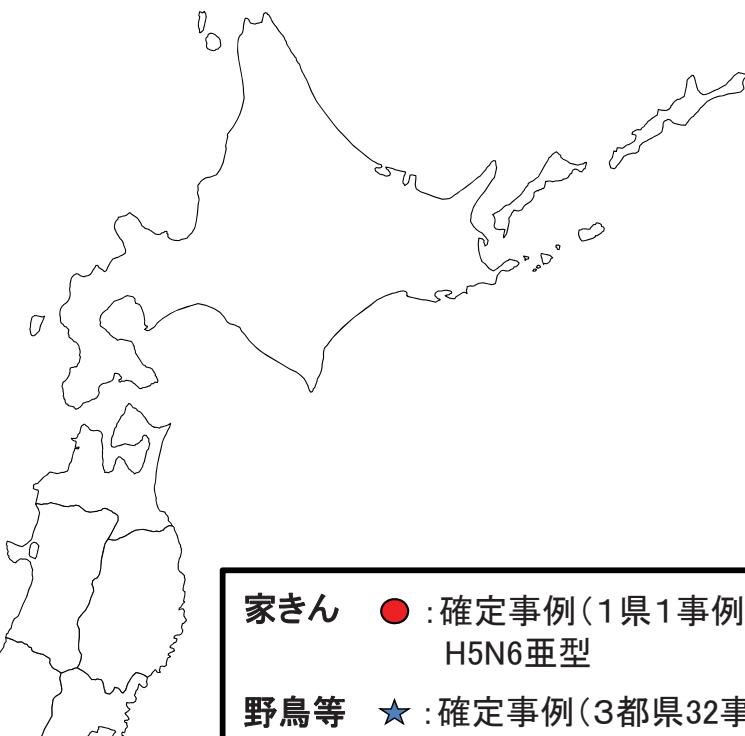


国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(平成29年11月以降)

野鳥 3県46事例 [島根県(7事例)、東京都(1事例)、兵庫県(38事例)]

(平成30年4月12日時点)

都道府県	市町村	検体回収日	種名	検査優先種 ^(注)	羽数
島根県	松江市	平成29年11月5日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月7日	キンクロハジロ	1	1
		平成29年11月9日	キンクロハジロ	1	1
		平成29年11月10日	ユリカモメ	1	1
		平成29年11月11日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月12日	コブハクチョウ	1	1
		平成29年11月12日	キンクロハジロ	1	1
東京都	大田区	平成30年1月5日	オオタカ	1	1
兵庫県	伊丹市	平成30年3月1日~25日	ハシブトカラス	その他	38



家きん ● : 確定事例(1県1事例)
H5N6亜型

野鳥等 ★ : 確定事例(3都県32事例)
すべてH5N6亜型

(注)検査優先種:
野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
(平成29年10月 環境省自然環境局)に記載された感染リスクの
高い種(検査優先種1> "2> "3>その他の種)

家きん 1県1事例 [香川県(1事例)]

都道府県	市町村	疑似患畜確定日	種名	飼養羽数
香川県	さぬき市	平成30年1月11日	肉用鶏	約9.1万羽

香川県さぬき市における鳥インフルエンザへの対応について

<発生状況と政府の初動対応>

- (1) 1月10日(水)、香川県さぬき市の肉用鶏農場において、死亡羽数が平時と比べて増加したことから、簡易検査を実施したところ、陽性と判明。
- (2) 同日、農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部を開催し、疑似患畜と判定された場合の対応方針を決定。
- (3) 翌11日(木)夜、H5亜型陽性(疑似患畜)と判明したことから、
① 農水省対策本部で決定した対応方針に基づく措置を迅速に実施し、
② 12日(金)、関係閣僚会議、関係府省庁連絡会議が開催され、本病に政府をあげて対応をすることを確認するとともに、関係府省庁間での連携を確認。
- (4) 同12日(金)、遺伝子解析の結果、N6亜型であることが判明し、高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定。

<発生農場等の概要>

	農場所在地	飼養状況	用途
発生農場	香川県さぬき市	約5.1万羽	肉用鶏
疫学関連農場	香川県さぬき市	約4.0万羽	肉用鶏

(参考)周辺半径10km圏内の農場 ※発生農場、関連農場は除く

	肉用鶏		採卵鶏		種鶏		合計	
	戸	羽	戸	羽	戸	羽	戸	羽
3km圏内	2	42,300	1	925	4	21,200	7	64,425
3-10km圏内	6	302,043	12	694,561	1	10,000	19	1,006,604
合計	8	344,343	13	695,486	5	31,200	26	1,071,029

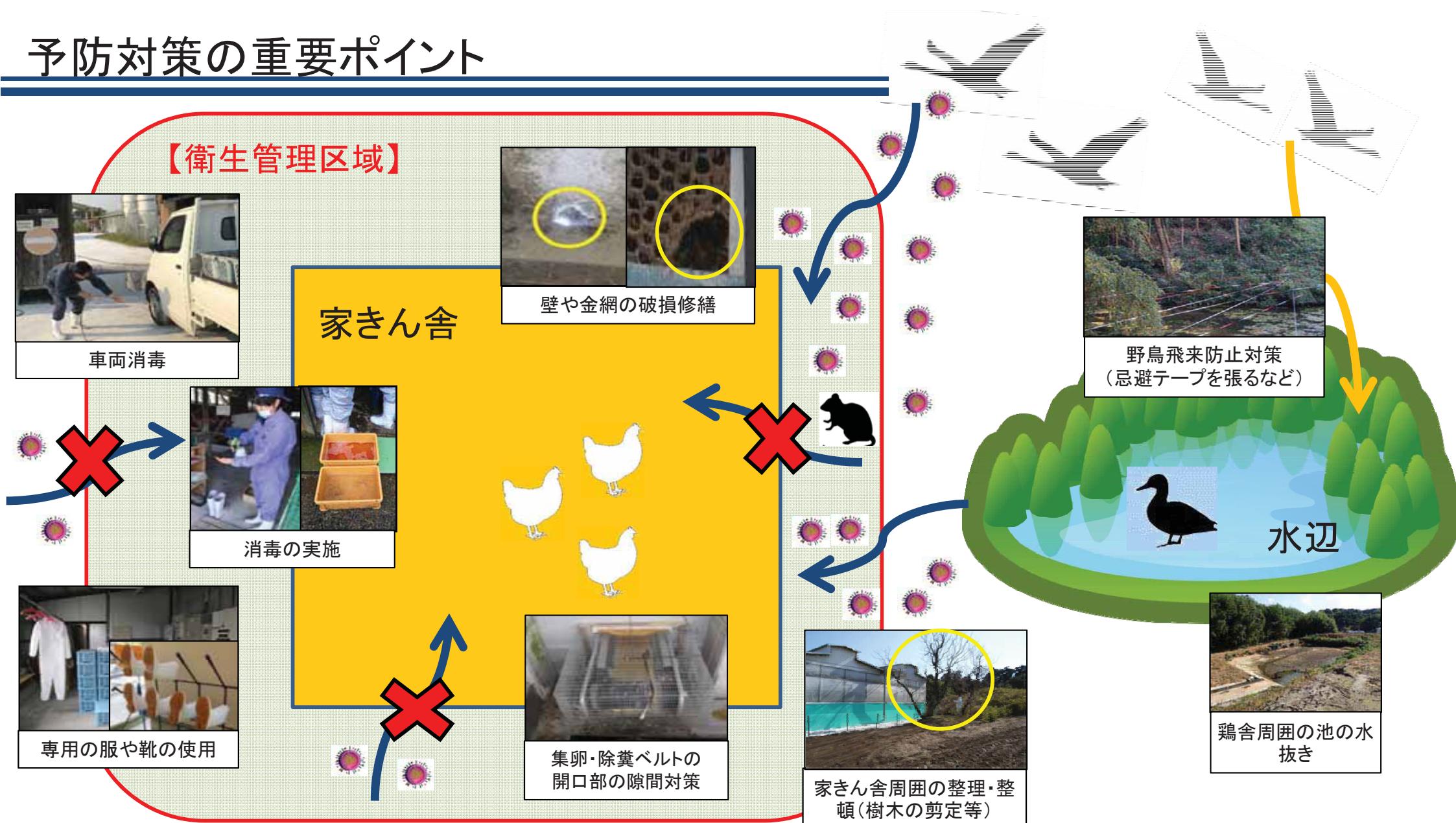
<防疫対応の推移>

- 防疫措置状況 ※関連農場含む。
1月12日(金)、殺処分(約9.1万羽)完了。
1月14日(日)、消毒等の防疫措置完了。
- 家きん卵等出荷のための検査
1月12日(金)以降、制限区域内にある13戸の採卵鶏農家について、必要な措置を講じることで順次出荷を再開。
- 発生状況確認検査
1月12日(金)、3km圏内の検査対象である7戸について、検査開始(臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査)し、1月16日(火)、陰性確認。
- 清浄性確認検査
1月25日(木)、3km圏内の検査対象である7戸について、検査開始(臨床検査、抗体検査及びウイルス分離検査)し、1月29日(月)、陰性確認。同日24時(30日0時)に搬出制限を解除。
- 2月4日(日)24時(5日0時)に移動制限を解除。
- 経営再開に向けた検査
5月25日(金)、発生農場における環境検査及びモニタ一家きん検査終了。(家きんの再導入済)

<特記事項>

- 四国で初めての高病原性鳥インフルエンザの発生。
- 1月10日の遺伝子検査で判定に至らず、翌日に再検査を実施。
- これを機に、当面の検査体制について、以下の改善策を措置。
① 簡易検査に使用する検体数を増加(5検体→11検体)
② 簡易検査で陽性が出た段階で、農研機構動物衛生研究部門にも検体を運搬(検査のバックアップ)

予防対策の重要ポイント



①人・物・車両によるウイルスの持込み防止
 ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
 ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
 ・上記措置の記録

②野生動物対策
 ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
 ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
 ・上記措置の定期点検

周辺に水辺のある農場は
 ①、②の予防対策を徹底

リスクを減らす取組(季節を限って水を抜く、野鳥を寄せ付けないよう忌避テープを張るなど)が効果的

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る防疫対応に ご協力頂いた方々への大臣感謝状授与

(全国の57機関・企業・団体に交付)



国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合
研究機構 動物衛生研究部門長に対する
農林水産大臣感謝状の手交
(左:上月政務官、受領者:坂本部門長)

自衛隊第10師団に対する
農林水産大臣感謝状の手交
(左:東海農政局吉田消費・安全部長、
受領者:古屋幕僚長)



近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成15年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

- 1~3月 山口県(1農場 約3万羽)
大分県(1農場 14羽)
京都府(2農場 約24万羽)
- 我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
 - 家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
 - 「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
 - 家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
 - 緊急ワクチンの備蓄

<平成18年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

- 1~2月 宮崎県(2農場 約7万羽)
岡山県(1農場 約1万羽)
宮崎県(1農場 約9万羽)
- ※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除
- 平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
 - 養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
 - モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

<平成22年度の発生> H5N1亜型(高病原性)

- 11~3月 全9県(24農場 約183万羽)
- ※発生状況、対応の詳細については次頁参照

<平成17年度の発生> H5N2亜型(低病原性)

- 6~1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)
- 平成18年4月までに殺処分を終了
 - 低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
 - 平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成20年度の発生> H7N6亜型(低病原性)

- 2~3月 愛知県(7農場(うずら) 約160万羽)
- ※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除
- 全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
 - 家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加

※野鳥における発生

- | | |
|--|--|
| ・平成20年 全3県 | ・平成26~27年 全6県12例(H5N8型) |
| ・平成22~23年 全16県
(他3県における動物園等の
飼育鳥からウイルスを確認) | ・平成28~29年 全22都道府県 218例(H5N6型) |
| | ・平成29~30年 全3都県32件(H5N6型)
(平成30年3月13日時点) |

<平成26年度の発生> H5N8亜型(高病原性)

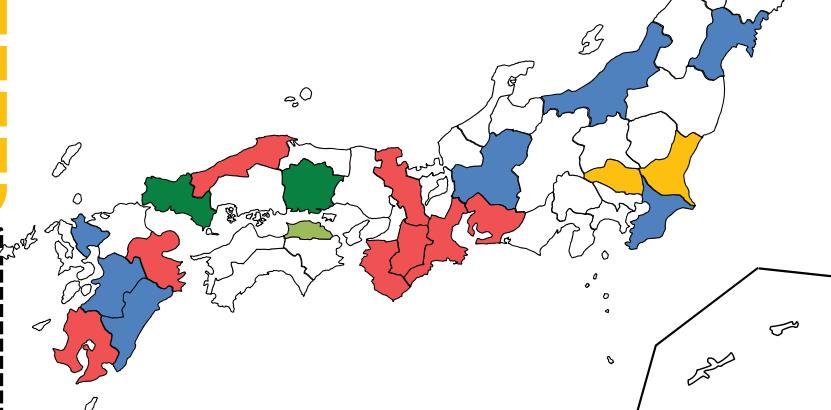
- 4月 熊本県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約5万羽も同様の措置)
- 12~1月 宮崎県(2農場 約5万羽)
山口県(1農場 約3万羽)
岡山県(1農場 約20万羽)
佐賀県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約3万羽も同様の措置)
- ※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除
- 防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成28年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

- 11~3月 青森県(2農場 約2.3万羽)
新潟県(2農場 約55万羽)
北海道(1農場 約28万羽)
宮崎県(2農場 約28万羽)
熊本県(1農場 約9.2万羽)
岐阜県(1農場 約8.1万羽)
佐賀県(1農場 約7.1万羽)
宮城県(1農場 約22万羽)
千葉県(1農場 約6.2万羽)
- 平成29年4月18日までに、
すべての移動制限解除

<平成29年度の発生> H5N6亜型(高病原性)

- 1月 香川県(1農場 約5.1万羽)
(関連1農場 約4.0万羽も同様の措置)
- ※平成30年2月5日までに移動制限解除
- 防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

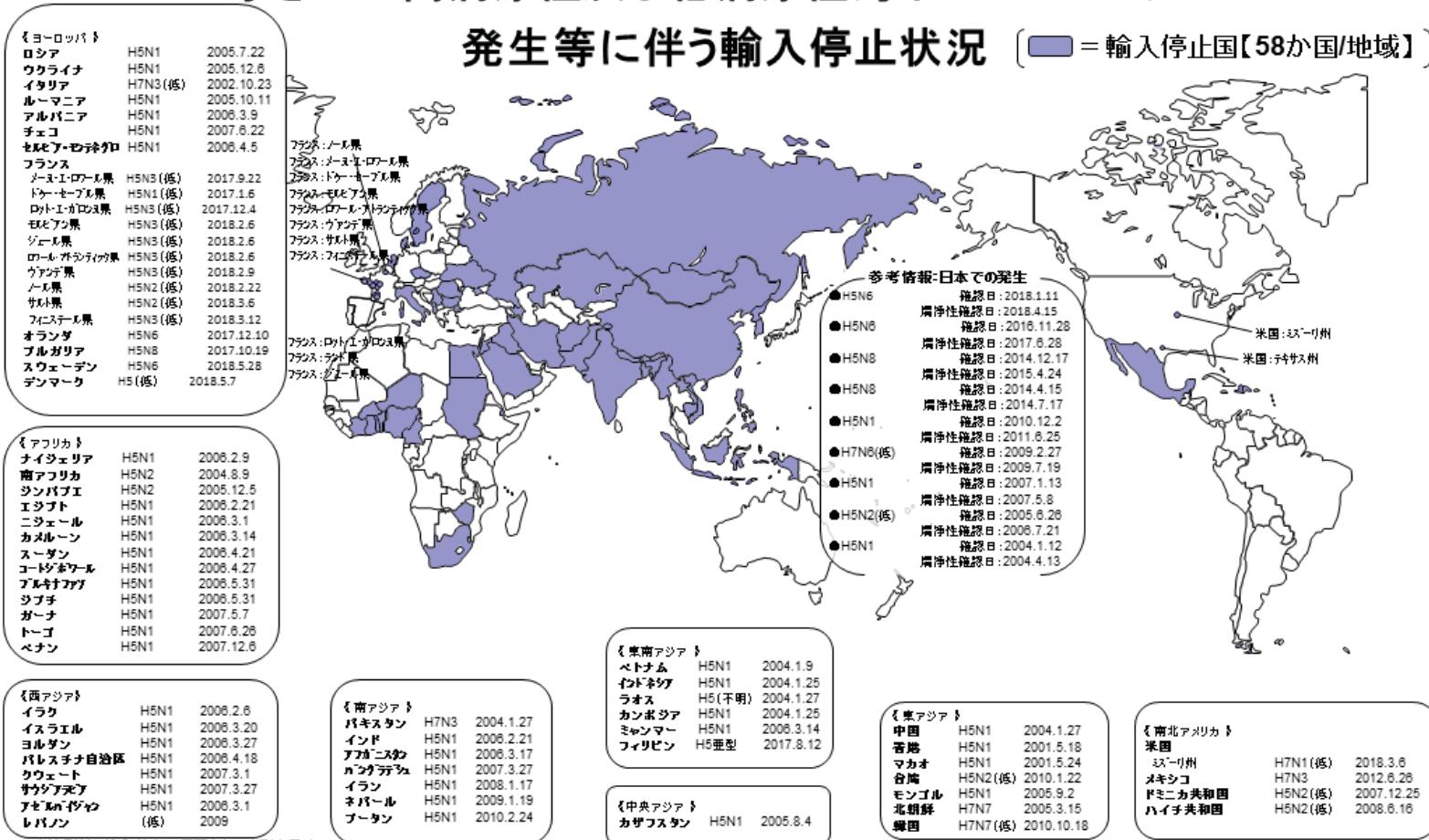


海外における高・低病原性鳥インフルエンザの発生状況とそれに伴う我が国の措置

- ・海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止。
- ・平成16年2月からは、ペットも含め全ての鳥類について発生国からの輸入を停止。
- ・アジア諸国を対象に、本病のまん延を防ぐため、国際機関を通じ、防疫対策を支援。

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う輸入停止状況

[■ = 輸入停止国【58か国/地域】]



アジア地域への支援の概要

- “ワンヘルス”による動物疾患対策・食料安全保障強化事業
 - ・平成30年度予算額 14百万円
 - ・事業内容
アジア域内の野鳥及び家きんの鳥インフルエンザの防疫対策ワークショップの開催、各国の狂犬病対策の有効性評価、アジア太平洋地域の獣医組織能力の強化等
- 我が国のSPS関連総合対策プロジェクトのうち「口蹄疫等越境性感染症の清浄化に向けた取り組み」の概要
 - ・平成30年度予算額 82百万円
 - ・事業内容
口蹄疫等防疫ロードマップの策定、口蹄疫等重要疾病の監視、情報共有の推進等

2018年7月2日現在

欧洲における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2017年8月以降)

【英國】(H5N6)

1月	野鳥	8件
2月	野鳥	11件
3月	野鳥	1件
4月	野鳥	1件
6月	野鳥	1件

【アイルランド】(H5N6)

1月	野鳥	1件
2月	野鳥	1件
3月	野鳥	1件

【スイス】(H5N6)

12月	野鳥	1件
-----	----	----

【スイス】(H5N8)

8月	野鳥	5件
9月	野鳥	2件

【イタリア】(H5N8)

8月	家きん	13件
	野鳥	2件
9月	家きん	6件
	野鳥	1件
10月	家きん	23件
	野鳥	4件
11月	家きん	18件
12月	家きん	1件
3月	家きん	3件

【オランダ】(H5N6)

12月	家きん	1件
	野鳥	6件
1月	野鳥	1件
2月	家きん	1件
	野鳥	3件
3月	家きん	1件

【フィンランド】(H5N6)

4月	野鳥	2件
----	----	----

【スウェーデン】(H5N6)

1月	野鳥	1件
2月	野鳥	1件
3月	家きん	1件
	野鳥	1件
4月	野鳥	5件
5月	野鳥	2件

【デンマーク】(H5N6)

2月	野鳥	3件
3月	野鳥	12件
4月	野鳥	10件

【ドイツ】(H5N6)

12月	野鳥	1件
3月	家きん	1件
5月	野鳥	1件

【ドイツ】(H5N8)

10月	野鳥	1件
-----	----	----

【ブルガリア】(H5N8)

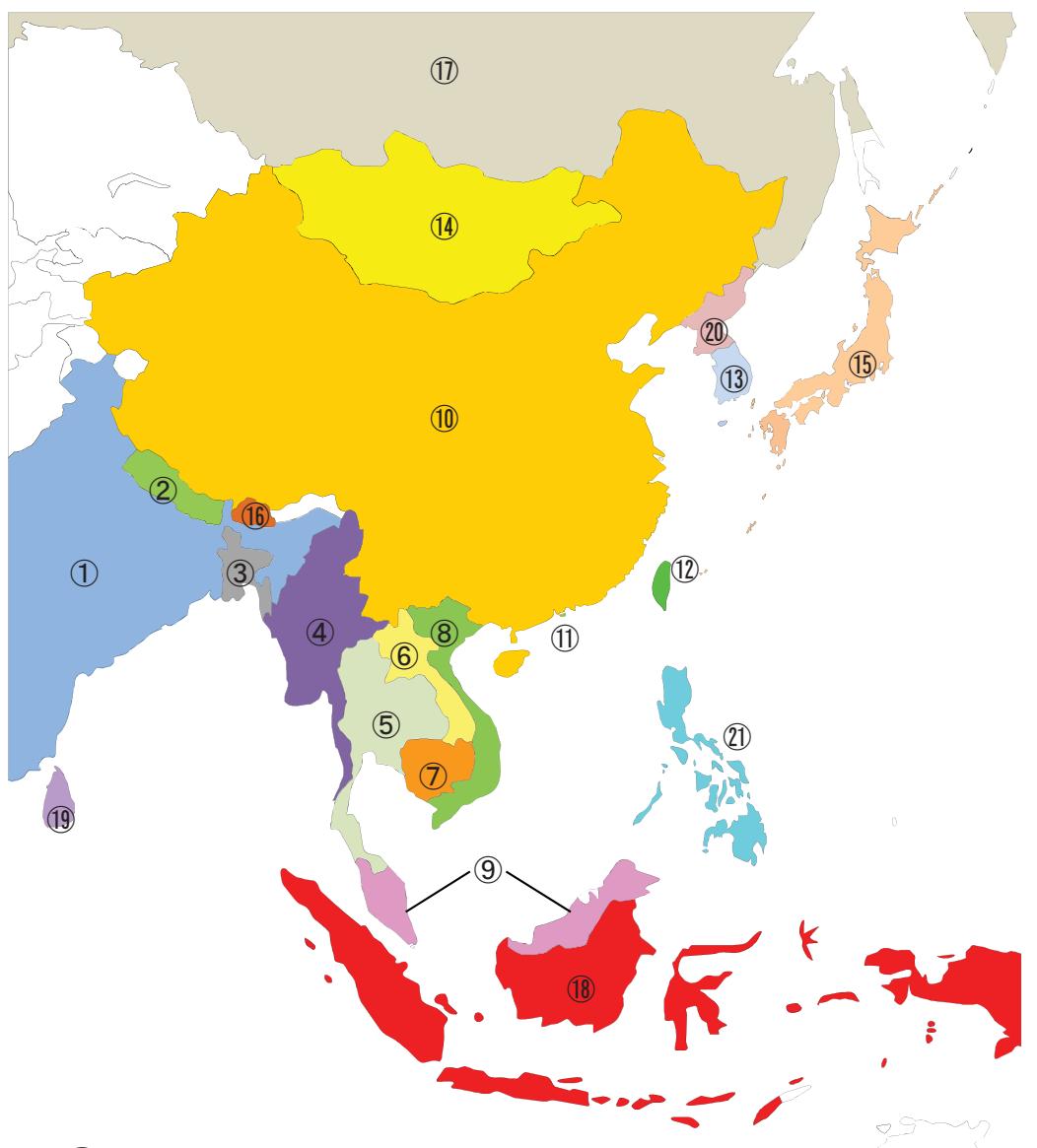
10月	家きん	2件
11月	家きん	3件
3月	家きん	1件
4月	家きん	5件
5月	家きん	1件
6月	家きん	1件

青 : H5N6亜型 (● 家きん、△ 野鳥)
 赤 : H5N8亜型 (● 家きん、▲ 野鳥)

2018年7月2日現在

出典:OIE等

アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況



※⑯インドネシアは継続発生中

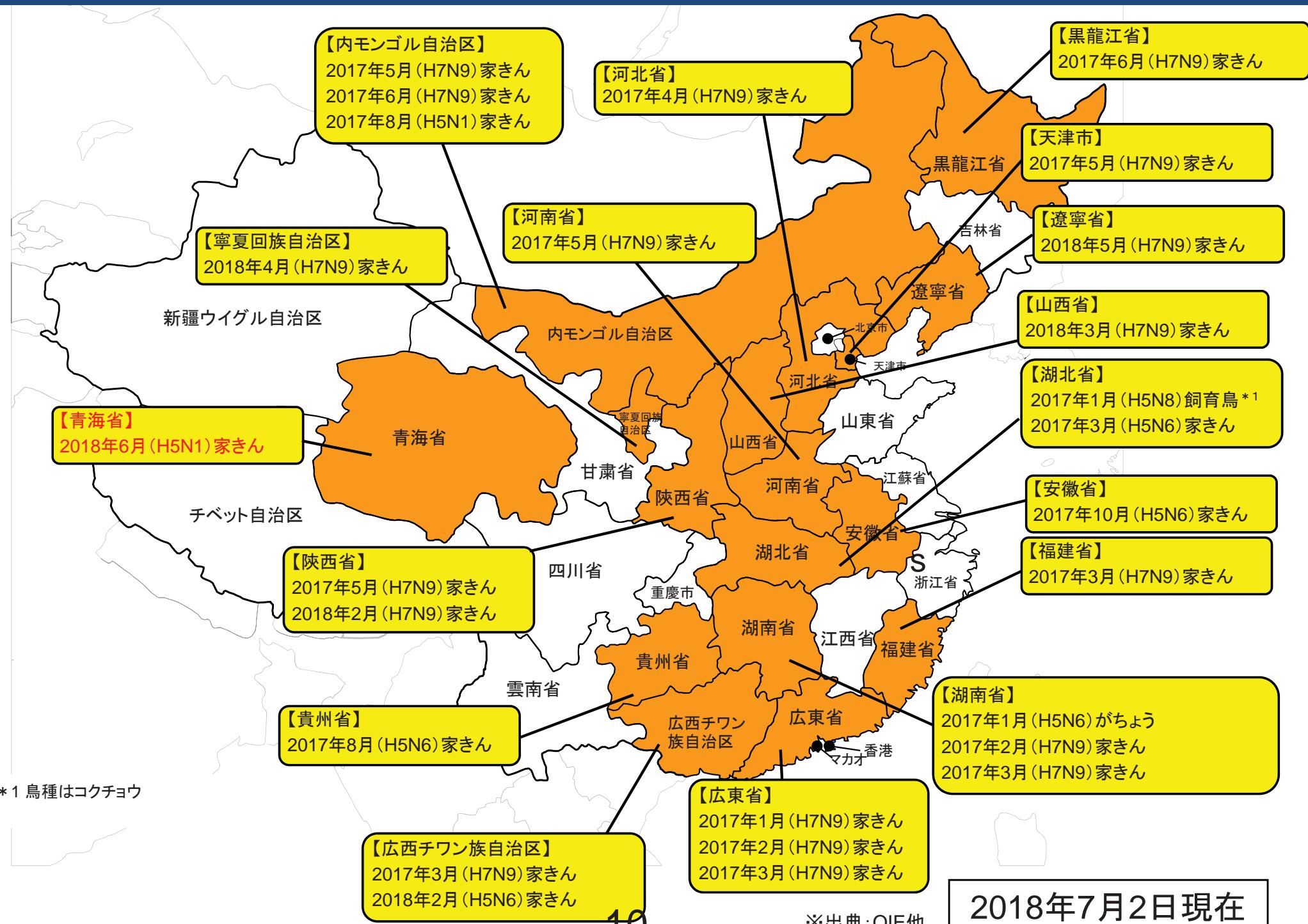
2018年7月2日現在

家きん● 野島▲ (発生日、検体回収日に基づく)

(赤:高病原性鳥インフルエンザ、青:低病原性鳥インフルエンザ)

	① イン ド	② ネバ ール	③ バン ガラ ディシ ュ	④ ミヤ ンマ ー	⑤ タイ	⑥ ラオ ス	⑦ カン ボジ ア	⑧ ベト ナム	⑨ マレ ーシ ア	⑩ 中 国	⑪ 香港	⑫ 台 湾	⑬ 韓 国	⑭ モン ゴル	⑮ 日 本	⑯ ブ ー タ ン	⑰ ロ シ ア	⑲ ス リ ラ ン カ	㉑ フィ リ ピ ン	
2014年		●▲	●○	●			●○	●	●	●○	●○	●○	●▲		●▲		●▲		●	
2015年		●▲	○		●	●○	●○	●	●	●▲	▲	●○	●▲	●○	●▲	●▲	●○	●▲		
2016年	1月	●					●	●	●	●	●	●		●○						
	2月				▲			●	●	●	●	●								
	3月		●							●	●	●		●						
	4月			●			●					●								
	5月	●				●					●	●								
	6月						●		●	●	●	●							▲	
	7月											●								
	8月								●		●									
	9月						●	●				●								
	10月	●							●									●		
	11月	●								▲	●	●	●	●▲	●	●		●		
	12月	●▲						●○		●	●	●	●○		●		●			
2017年	1月	●		●▲			●○		●○	●○	●○	●○	●○	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	
	2月	●					●	●	●	●	●	●	●	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	
	3月	●▲						●	●	●	●	●	●	●	●▲	●▲	●▲	●▲	●	
	4月		●				●	●	●	●	●	●	●	▲	●○	●				
	5月						●	●	●	●	●	●	●						●	
	6月								●	●	●	●	●							
	7月		●		●		●		●		●	●	●							
	8月						●	●	●	●	●	●	●				●			
	9月						●		●		●	●	●							
	10月								●	●	●	●	●					●		
	11月			▲			●				●	●	●	●	●▲	●	●	●	●	
	12月	●	●		●					▲	●○	●					●	●		
2018年	1月						●				●	●	●	●	●	●▲	●▲			
	2月	●	▲					●	●	●	●	●	●	●	●▲	●	●	●		
	3月	▲		●				●		●	●	●	●	●	●	●	●▲	●		
	4月									●	●	●	●	●	●	●				
	5月		●	●						●	●	●	●	●						
	6月		●							●	●	●	●							

中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2017年1月～)



韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況（2017年11月以降）

京畿道(5件)

- ⑩ 1月 2日 抱川(ポチョン)市 採卵鶏 H5N6
- ⑯ 1月 26日 華城(ファン)市 採卵鶏 H5N6
- ⑯ 1月 27日 平沢(ピョンテク)市 採卵鶏 H5N6
- ⑰ 3月 16日 平沢(ピョンテク)市 採卵鶏 H5N6
- ㉑ 3月 16日 楊州(ヤンジュ)市 採卵鶏 H5N6

全羅北道(2件)

- ① 11月 17日 高敞(コチャン)郡 肉用あひる H5N6
- ④ 12月 21日 井邑(チョンウプ)市 肉用あひる H5N6
(③と同一系列農場)

全羅南道(11件)

- ② 12月 8日 靈岩(ヨンアム)郡 種あひる H5N6
- ③ 12月 19日 靈岩(ヨンアム)郡 肉用あひる H5N6
(②の疫学関連農場)
- ⑤ 12月 26日 靈岩(ヨンアム)郡 種あひる H5N6
(③と同一系列農場)
- ⑥ 12月 26日 高興(コフン)郡 肉用あひる H5N6
- ⑦ 12月 28日 羅州(ナジュ)市 種あひる H5N6
- ⑧ 12月 28日 靈岩(ヨンアム)郡 肉用あひる H5N6
- ⑨ 1月 1日 高興(コフン)郡 肉用あひる H5N6
- ⑪ 1月 4日 康津(カンジン)郡 種あひる H5N6
- ⑫ 1月 7日 羅州(ナジュ)市 肉用あひる H5N6
- ⑬ 1月 9日 長興(チャンフン)郡 肉用あひる H5N6
- ⑭ 1月 10日 康津(カンジン)郡 種あひる H5N6

● : 家きんでの発生

▲ : 野鳥からのウイルス分離

※ 日は症状の発現日又は検体の採取日

忠清北道(1件)

- ⑯ 3月 13日 隕城(ウムソン)郡 肉用あひる H5N6

忠清南道(3件)

- ⑰ 2月 4日 唐津(タンジン)市 種鶏 H5N6
- ⑱ 2月 8日 天安(チヨナン)市 採卵鶏 H5N6
- ㉒ 3月 17日 牙山(アサン)市 採卵鶏 H5N6

家きんでの発生: 22件 (H5N6)

あひる	14
鶏	8

殺処分羽数: 約654万羽

鶏 99農場 約581万羽

あひる 40農場 約70万羽

うずら 1農場 約3万羽

発生農場 22農場 約133万羽

予防的殺処分 118農場 約521万羽

野鳥の感染事例: 12件 (H5N6)

京畿道	2
忠清南道	6
全羅南道	1
済州道	3

検体は糞便、斃死体、捕獲鳥

2018年7月2日現在
農林水産省動物衛生課

(韓国農林畜産食品部資料より)

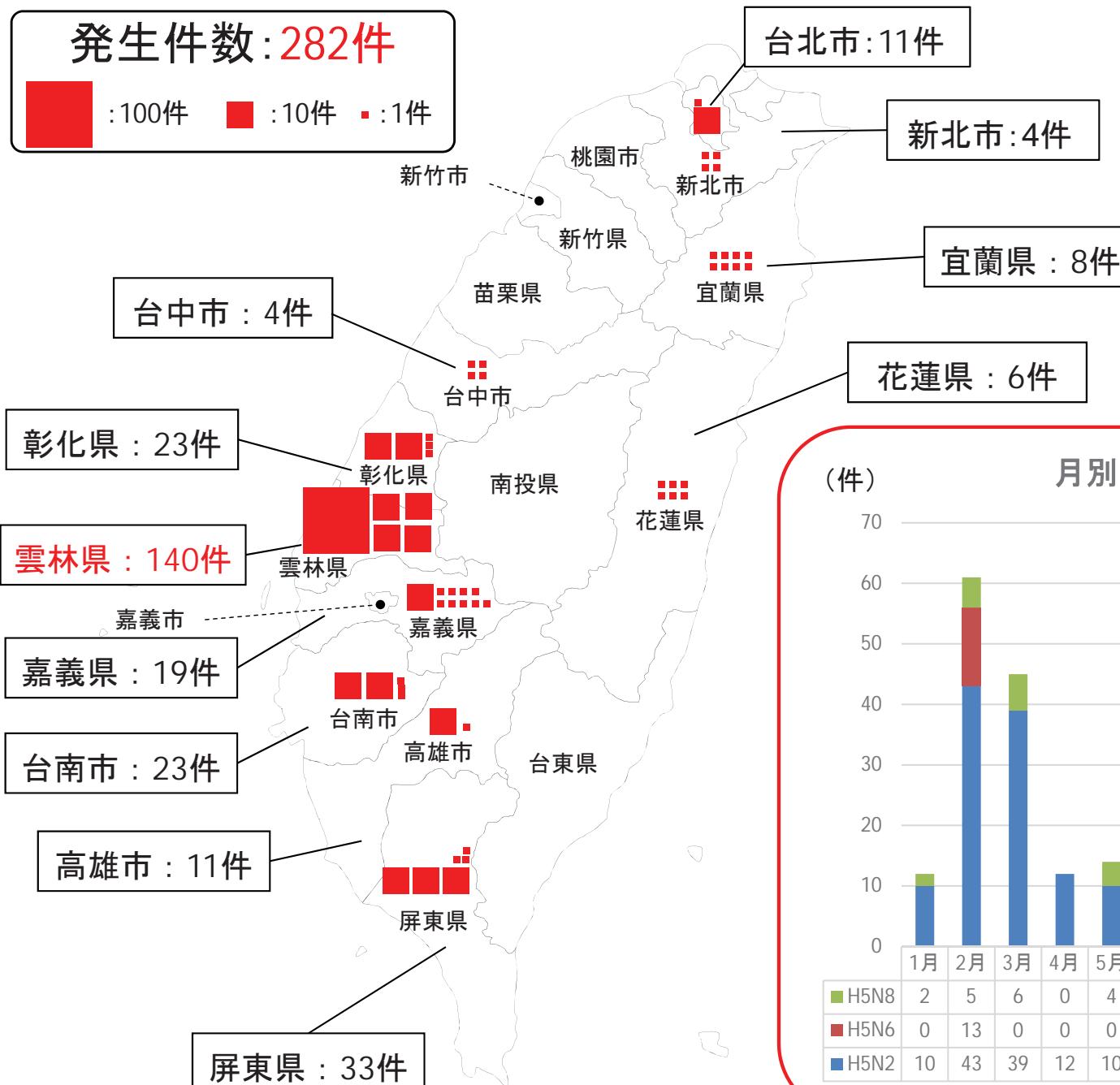
台湾の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2017年1月以降)

発生件数: 282件

: 100件 ■ : 10件 ▨ : 1件

台北市: 11件

2018年7月2日現在



月別発生件数(2017年1月以降)



携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- 携帯品として持ち込まれる鶏肉等から高病原性鳥インフルエンザのウイルスが分離



モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等の牛肉、豚肉、鶏肉等

検査期間：平成27年6月～平成30年3月（総検査検体数 553件^(*)）

搭載国	畜肉種	分離ウイルス(株数)(赤字は高病原性)	調査時期
中国	あひる肉	鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	平成27年度
		鳥インフルエンザウイルスH1N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
	鶏肉	鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH5N6(1株)	
台湾		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
フィリピン		ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国	あひる肉	鳥インフルエンザウイルスH7N9(1株)	平成28年度
ベトナム	鶏肉	ニューカッスル病ウイルス(1株)	
中国		鳥インフルエンザウイルスH9N2(1株)	
ベトナム		鳥インフルエンザウイルスH9N2(2株)	
中国	あひる肉	鳥インフルエンザウイルスH7N9(2株)	平成29年度
台湾	鶏肉	鳥インフルエンザウイルスH5N1(1株)	
		鳥インフルエンザウイルスH6N1(1株)	

^(*)H30年3月までに検査終了した検体数

- 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化



JITCO 公益財団法人 国際研修協力機構



お知らせ

日本への肉製品の持ち込みなどについて

2016年2月5日

日本への肉製品の持ち込みなどについて、農林水産省動物検疫所より、以下のとおり注意喚起、周知に関する依頼がありました。監理団体及び実習実施機関各位におかれましても、十分なご対応をお願い申しあげます。

日本における動植物検疫探知犬の概要

○ 動植物検疫探知犬は、旅客の手荷物の中から動植物検疫の対象となるものを嗅ぎ分けて発見し、畜産物や農産物の不正持込の摘発に貢献。
※全国で検疫探知犬28頭を導入(ビーグル26頭、ラブラドール・レトリバー2頭)



新千歳空港



ナイトロ
(♂)
ロキシー
(♀)



成田国際空港



ティナ
(♀)
ギャリー
(♂)

アルバート
(♂)
バイユー
(♂)

メグ
(♀)
ボタン
(♀)



平成30年度には羽田空港に
1頭増頭予定



東京（羽田）国際空港

バッキー
(♂)
ニール
(♂)

ダブ
(♀)
タリー
(♂)



関西国際空港

セシル
(♂)
フジ
(♂)

ボウ
(♂)
ジャグ
(♂)

モモ
(♀)
タロウ
(♂)



中部国際空港



ハンター
(♂)
リトルマン
(♂)
蘭
(♀)



福岡空港

タンク
(♂)
アリーシャ
(♀)
次郎
(♂)



那覇空港

シーザー
(♂)
ラスティー
(♂)



川崎東郵便局

ハーパー
(♀)
ピーン
(♀)

多言語での情報提供

- 動物検疫所ホームページで、動物検疫・水際対策に関する情報を多言語で提供

英語、中国語（簡体語・繁体語）、韓国語、タイ語、タガログ語、ビルマ語 等

The screenshot shows the homepage of the Animal Quarantine Office. A large blue arrow points from the top left towards the 'Other Languages' link in the header. Below the header, there are links for 'Animal Quarantine Information for Travellers to Japan' and 'Animal quarantine information for travellers to Japan'. The main content area has sections for 'Animal products import', 'Animal products export', 'Traveler's guide', and 'Border quarantine'. Each section contains text in English, Chinese (Simplified), and Vietnamese. At the bottom, there are links for 'Bringing animal products into Japan', 'Taking animal products out of Japan', 'Preventing the entry of domestic animal infectious diseases into Japan', and 'Questioning to persons entering Japan'.

- 今年度から、動物検疫・水際対策に関する多言語動画をYou Tubeで提供

日本語、中国語（簡体語、繁体語）、ベトナム語、タガログ語

The screenshot shows a series of four frames from a video. The first frame is in Chinese (Simplified) with the text '请不要让我坐下来！'. The second frame is in Chinese (Traditional) with the text '請您不要讓我坐下來！'. The third frame is in Vietnamese with the text 'Đừng để mình ngồi xuống nhé!'. The fourth frame is in Tagalog with the text 'Huweg akong peupuin!'. Each frame features a cartoon dog character.

【中国語(簡体語)】

【中国語(繁体語)】

【ベトナム語】

【タガログ】

- 成田空港(株)が提供するスマートフォン用アプリ「TABIMORI」で動物検疫情報を提供
- 日本語・英語で水際対策に関する注意喚起等を案内

The screenshots illustrate the TABIMORI app and its associated website. The top part shows the app's splash screen with a red 'TABIMORI' logo and a travel-themed background. A blue arrow points from the top right towards the 'Information Site' link in the top navigation bar of the website. The website has a dark blue header with the 'TABIMORI TRAVEL AMULET' logo and a search bar. It features a news feed with various items like 'Animal products import', 'Animal products export', 'Border quarantine', and 'Traveler's guide'. A red box highlights the 'Information' section under 'Public Agency Information'. The bottom part shows three mobile phone screens displaying specific information: ① 'Animal products import', ② 'Animal products export', and ③ 'Border quarantine notice'.

中国南方航空のSNS日本語ページを用いた広報活動

～facebookへの記載(2017年2月23日18時)～



【「検疫探知犬ティナとギャリー」～成田空港より～】

皆さんこんにちは！成田空港スタッフです。

突然ですが、写真1枚目のポスターに見覚えありませんか？多くの方は既にご存知かもしれません、検査証明書のないハムやソーセージは海外から国内への持ち込みは家畜伝染予防法により禁止されています。空港では不正持ち込みを防止するために、動物検疫所が様々な対策を行っています。

今日は成田空港で活躍する探知犬ティナとギャリーによる探知活動をご紹介致します！

第1ターミナルの預け荷物受取所にて国際線便が到着する前にハンドラーの竹内さん&ビーグル犬のティナ（写真2枚目）、ハンドラーの榎木さん&ビーグル犬のギャリー（写真3枚目）は既に準備を整えています。ベルトコンベアからターンテーブルに運ばれてきた荷物を入国した旅客が次々とピックアップしていく中、ハンドラーの竹内さんから「work find！！」の掛け声と共に荷物一つ一つを嗅ぎながら早足で歩きまわるティナ（写真4枚目）。

✿「怪しい！」

と感じた荷物の横にお座りをしてハンドラーの竹内さんに知らせます。動物検疫所にお話を伺ったところ生肉、ハムやジャーキーを持ち込むケースが多いのだそうです。

察知出来たご褒美として誉め言葉「good boy！！」とおやつが食べられます。クッキーとお肉の2種類がありますが、目を輝かせながら見ているのはお肉のほうでしょうか。

探知犬は旅客の荷物の中から対象であるものを嗅ぎ分けて知らせるよう訓練されています。鳥インフルエンザや口蹄疫といった家畜の伝染病が日本へ侵入することを防ぐという重要な役割を担っています。

日本で検疫探知犬が導入されたのは2005年12月、中国で鳥インフルエンザが猛威を振るった年です。犬種を見ると現在日本各空港と郵便局を合わせ「動植物検疫探知犬」の数は合計26頭です。そのうち24頭はビーグル、残りの2頭はラブラドール・レトリバーになります。ティナとギャリーはハンドラー、トレーナーと共に検疫が厳しいオーストラリアで訓練を受けた後に成田空港へやってきました。2頭は同期入社、既に5年目のベテランです。

持ち込みが禁止食品には、肉製品のほかにリンゴ等の果物も対象となりますので、皆さん注意してくださいね！

中国南方航空日本地区
<http://www.csair.co.jp>

関西空港株式会社オフィシャルサイト、アプリでの動物検疫情報の掲載

<http://www.kansai-airport.or.jp/contact/>

- ▶ 関西空港株式会社が提供するスマートフォン用アプリにおいて、動物検疫・水際対策の情報を提供
- ▶ 日本語・英語で、水際対策に関する注意喚起、畜産物の輸出入手続等を案内

関西空港株式会社オフィシャルサイト

The screenshot shows the Kansai International Airport official website. At the top, there is a navigation bar with links for "Jpn" (Japanese), "検索" (Search), "フロアマップ" (Floor Map), "ご意見・お問い合わせ" (Feedback/Inquiry), "飛行機に乗る" (Boarding a flight), "アクセス" (Access), "食べる・買う・楽しむ" (Eat, Buy, Enjoy), and "便利なサービス" (Convenient Services). A large orange arrow points from the "便利なサービス" link down to the "動物・肉製品の輸出入について" (Animal and Meat Product Import/Export) section. This section contains contact information for the Animal Quarantine Office (Kansai International Airport Branch) at 072-455-1956. Below this, there is a list of three items related to animal and meat product import/export.

動物・肉製品の輸出入について

動物検疫所関西空港支所 072-455-1956

- ▶ 肉製品などのおみやげについて（持ち込み）
- ▶ 肉製品などのおみやげについて（持出し）
- ▶ 家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために

アプリ画面

The screenshot shows the Kansai International Airport mobile application. The top navigation bar includes "KIX KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT", a back arrow, a home icon, and a forward arrow. The main content area is titled "動物・肉製品の輸出入について". It displays the same contact information for the Animal Quarantine Office (Kansai International Airport Branch) at 072-455-1956. Below this, there is a list of three items related to animal and meat product import/export. At the bottom, there is a "Floor Map" button.

KIX KANSAI INTERNATIONAL AIRPORT

動物・肉製品の輸出入について

動物検疫所関西空港支所 072-455-1956

- ▶ 肉製品などのおみやげについて（持ち込み）
- ▶ 肉製品などのおみやげについて（持出し）
- ▶ 家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために

Polygon

Floor Map

旅行客が増加する時期に合わせた多言語広報ポスター

- 旅行客が増加する時期にあわせ、職員が広報用ポスターを作成し、各空海港に設置。
- 動物検疫所のホームページに容易にリンクできるよう、各ポスターにはQRコードを添付。



<ワールドカップの開催や夏休みシーズンに合わせた注意喚起>

都道府県と連携した広報（1）（平成29年度）

○ 広報キャンペーン

都道府県と共同して旅客、イベント参加者等に対し動物検疫パンフレットの配布等を実施

連携都道府県	広報キャンペーン実施場所等	実施回数
北海道	新千歳空港	5 (※)
東京都	東京みなと祭り	1
山口県	下関港	2
	山口宇部空港	2
大分県	大分空港	3
北九州市	北九州空港	1
福岡県	福岡空港	3 (※)
	博多港	5
長崎県	比田勝港、巌原港	4 (※)
	長崎空港	1
佐賀県	佐賀空港	1
熊本県	熊本空港	1
宮崎県	宮崎空港	7 (※)
鹿児島県	鹿児島空港	10 (※)
沖縄県	那覇空港	5

※韓国口蹄疫発生に伴う緊急広報キャンペーンを含む（平成30年4月実施）

都道府県と連携した広報（2）（平成29年度）

● 外国人技能実習生等への注意喚起

- ・北海道宗谷地方（頓別コミュニティセンター他）において、中国人技能実習生を対象とした畜産物等の輸入検疫についての講義を実施
- ・大阪府八尾市の多言語情報誌（英語、中国語、ベトナム語）に畜産物等の輸入検疫について掲載。
- ・沖縄県中央家畜保健衛生所と共同でJAおきなわの農業実習生を対象とした動物検疫についての講義を実施。

● 各種イベントへの参加による広報

- ・第11回全国和牛能力共進会宮城大会に出展。また、来場者向けの日本語/中国語ポスターを羽田、成田、仙台各空港に掲示。
- ・各地自治体主催の動物愛護フェスティバル（福岡県、京都市他）、みやーく農業感謝祭（宮古島市）に出展。

● その他

- ・定期的に都道府県と「動物検疫に関する連絡会議」を開催し、動物検疫所の検疫業務等を発信

都道府県と連携した水際対策の推進のため

都道府県と連携した侵入防止策

- 事前対応型注意喚起／発生予防
外国人技能研修員、生産者、港湾関係者等への情報提供、衛生指導
- 着地検査と輸入検疫の一体化
輸出国情報と検疫情報の共有+着地検査情報のフィードバック
- 人材育成のため、動物検疫所の家畜防疫官を家畜保健衛生所（神奈川県、愛知県、熊本県）に派遣・交流し、国内防疫について経験の場を設定

国内防疫と輸出促進

- 国内の疾病コントロールと輸出による畜産業の振興
- 生産、加工、流通の関係者への輸出検査の情報発信
- 輸出手続きの簡素化・システム化

動物検疫所機能の一層の活用

- 国内発生時の緊急支援(人材育成、防疫資材の管理)
- 検査技術の活用とヒト・技術の双方向の交流
- リスク評価情報、検査室SOP経験の活用

乳製品の指定検疫物への追加

家畜伝染病予防法施行規則を一部改正

平成29年11月1日から、以下を動物検疫の対象に追加 ※携帯品を除く

〔乳、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、
れん乳、粉乳、乳を主要原料とする物〕

平成29年11月1日以降に
・輸入：本邦に陸揚げした貨物
・輸出：通関する貨物 が対象

具体的品目をHSコードで分類

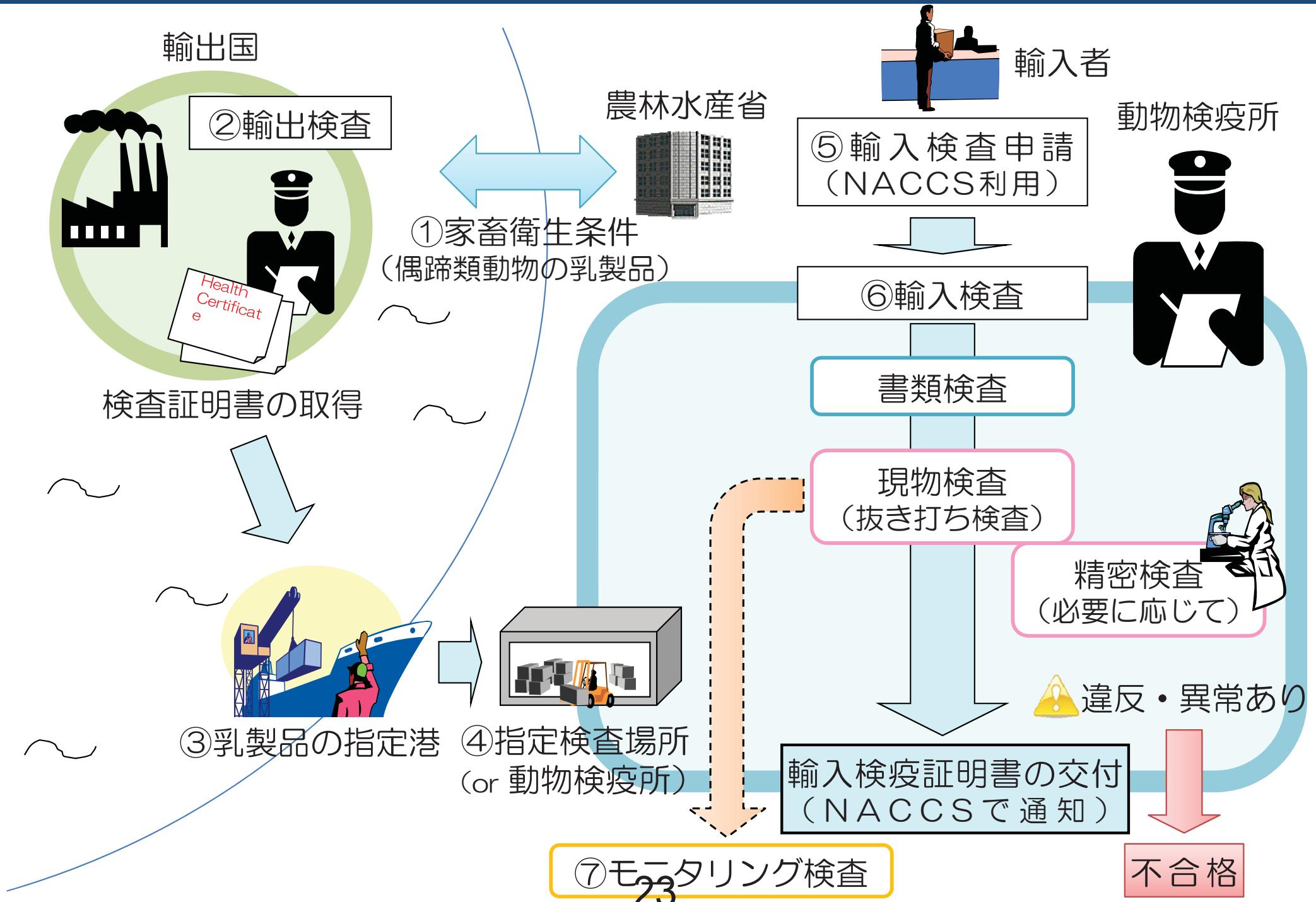
【対象範囲のHSコード】

- 0401(ミルク、クリーム等)
- 0402(ミルク、クリーム等)
- 0403(バターミルク等)
- 0404(ホエイ等)
- 0405(バター等)
- 0406(チーズ等)
- 3502. 20、3502. 90(ミルクアルブミン、濃縮ホエイ等)
- 2309. 10、2309. 90(対象の乳・乳製品を原料に含む飼料・ペットフード等)

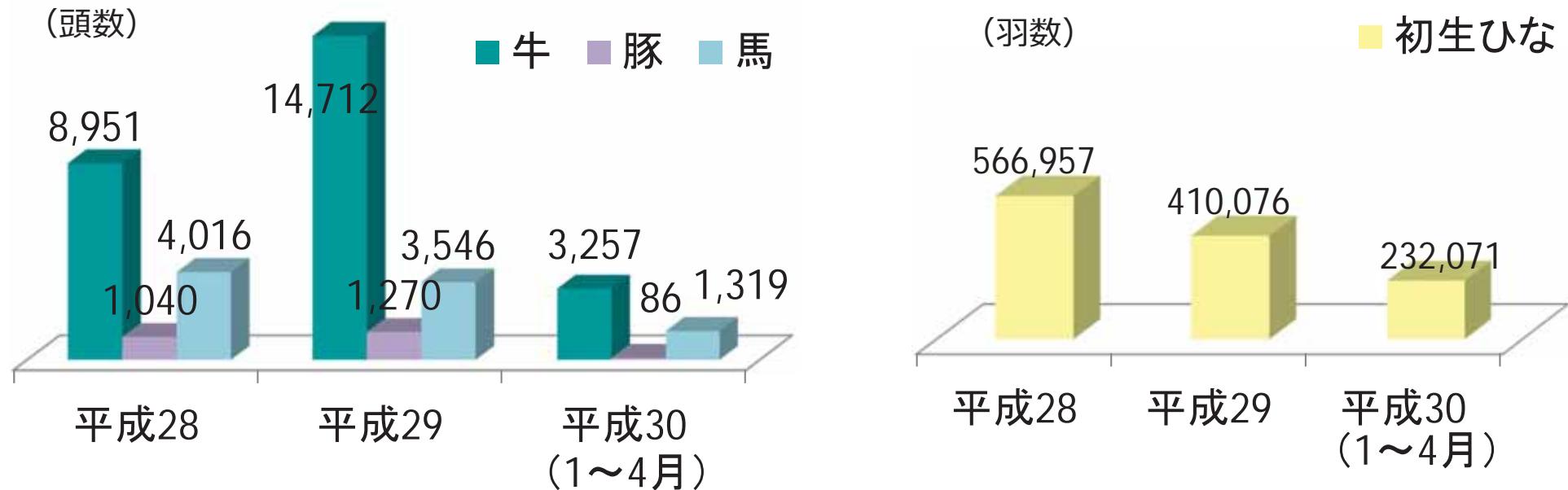
ただし、以下のものは対象外

- 0401～0406のうち、
発酵乳、無糖れん乳、無糖脱脂れん乳、
バターオイル、プロセスチーズ
- 3502. 20のうち、
分画精製されたα-ラクトアルブミン
- 従来から対象外としている以下のもの
缶詰、瓶詰、レトルト、ドライペットフード

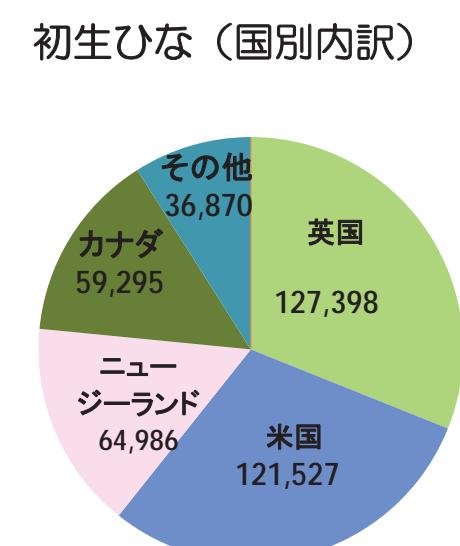
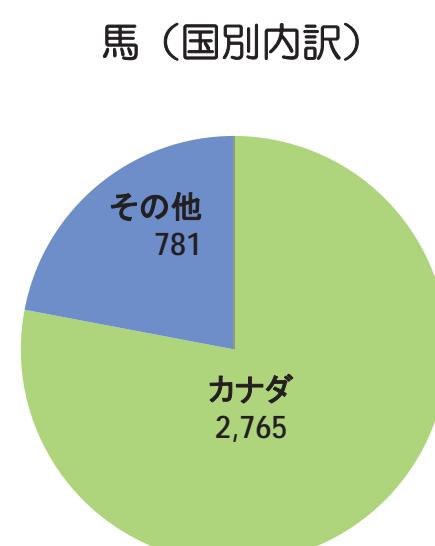
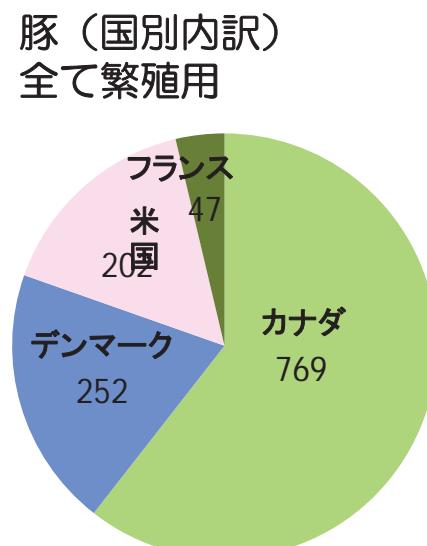
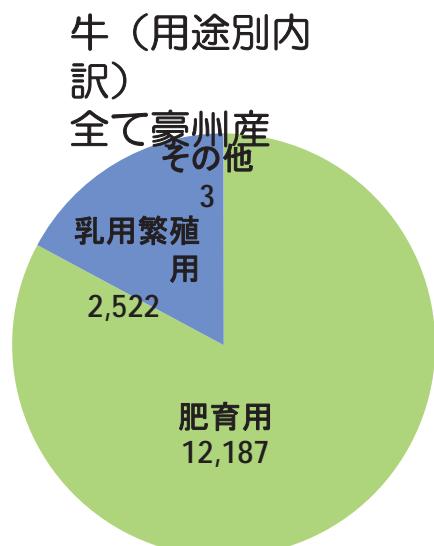
乳製品の輸入検査の概要



主な家畜の輸入実績(平成29年、30年は速報値)



平成29年国別・用途別内訳



動物衛生に関する国際連携

- ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、国際的な協力関係が不可欠であるという共通認識のもと、首脳間の共同声明やG7の枠組みで獣医当局間や研究所間の協力の重要性を指摘。
- ・また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、東アジア地域の疾病的発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

首脳間の共同声明

- デンマーク(2014年3月3日)
 - 動物衛生等の分野で当局間、民間企業、研究機関間の協力の拡大の重要性を強調
- ポーランド(2015年2月27日)
 - 獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- 中国、韓国(2015年11月1日)
 - TADsに対処していくため協力が不可欠
- ウルグアイ(2015年11月6日)
 - TADsに対する獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- アルゼンチン(2017年5月19日)
 - 口蹄疫等の越境性動物疾病に関する獣医当局及び国立獣医研究機関間の協力の進展を支持

G7の協力枠組み

- G7首席獣医官フォーラム
 - 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき、第1回フォーラムを東京で開催(2016年11月)
 - 第2回フォーラムはローマで開催(2017年10月)
- 抗菌剤の治療目的での使用や責任ある慎重な使用に関する定義について合意
- 鳥インフルエンザの防疫及びサーベイランスの強化に関するG7首席獣医官取りまとめ文書に合意
- サイドイベント「高病原性鳥インフルエンザ世界会議」を開催

日中韓の協力

- FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム
 - 2011年から毎年、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施(2018年(第8回)は6月に韓国で開催)
- 越境性動物疾病への対応に関する協力
 - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の協力を推進
- 出入国旅客の携帯品検査等の協力強化
 - 日中当局間の副局長級で「出入国旅客の携帯品及び郵便物検疫協力強化に関する覚書」に仮署名(2017年11月)

獣医研究所間のMOU締結

- 農研機構 動物衛生研究部門(日本)
(2016年3月以前は、動物衛生研究所)
 - ⇒2012年10月 農林畜産検疫本部(韓国)
 - ⇒2016年 3月 蘭州獣医研究所(中国)
 - ⇒2016年 3月 哈爾浜獣医研究所(中国)
 - ⇒2016年12月 ロシア連邦動物衛生センター(ロシア)



OIE(国際獣疫事務局)を通じた協力

- アジアの人獣共通感染症対策、獣医組織能力の強化
 - HPAI、AMR等の対策のワークショップ開催、獣医組織能力の評価、技術者の研修 等
- アジアのTADsの清浄化に向けた取組支援
 - 5カ国ロードマップの策定、重要疾病的監視、情報共有の推進 等

口蹄疫等防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム

- 東アジア地域における口蹄疫等の越境性動物疾病の発生拡大の防止に向けて、関係国が情報交換を行うことを目的に開催。
- 2011年から毎年、日中韓の持ち回りで実施し、2015年より、鳥インフルエンザについてもテーマとして追加。
- 今年度(8回目)は2018年6月21日に韓国(ソウル)で開催。
(農水省、都道府県、農研機構動物衛生研究部門から出席。)



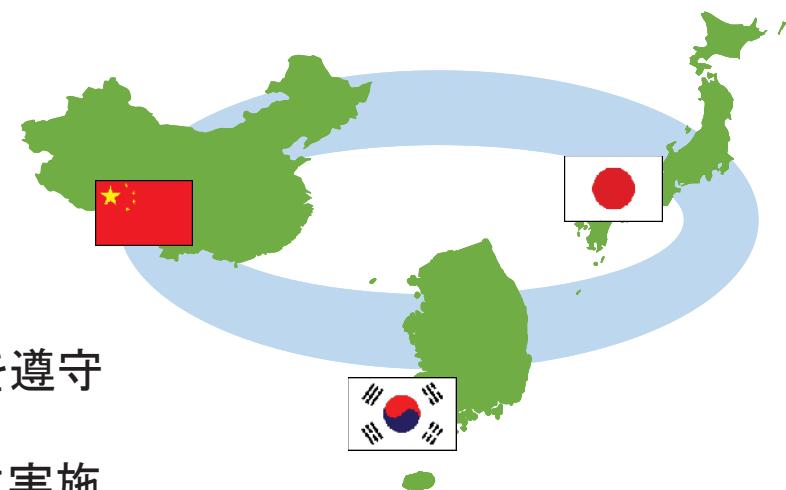
2017年 東京



2018年 ソウル

越境性動物疾患への対応に関する日中韓の協力覚書

○2015年9月13日に「第2回日中韓農業大臣会合」(東京)において、「越境性動物疾患への対応に関する協力覚書」に署名。



1. 一般原則

- 平等、相互関係、相互利益
- WTO／SPS協定並びにそれぞれの国内法令及び規則を遵守
- OIE等国際機関の目標及び活動に協調又は支持
- 共同活動の促進のため、実務者レベルの協議を定期的に実施

2. 協力分野

動物衛生情報の共有、サーベイランス・通報・疫学調査、ウイルス等の交換、診断技術・ワクチンの研究、渡り鳥の鳥インフルエンザ、人材育成、防疫対応、リスクコミュニケーション等

3. 協力体制

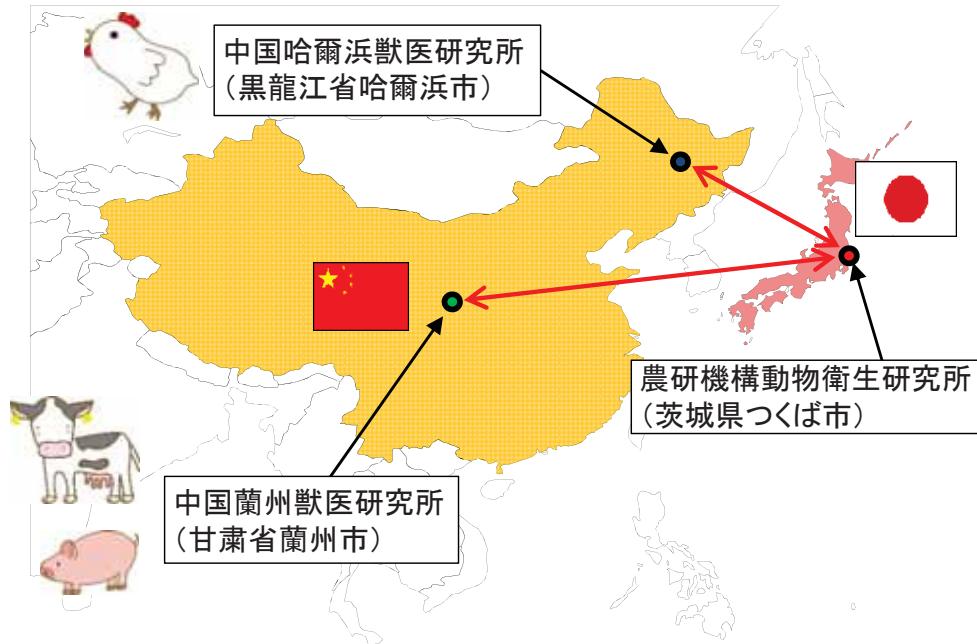
フォーカルポイントを介した情報共有、共同ワーキンググループやプログラムの設立、専門家・職員の交流、学術会議・ワークショップ、共同演習

日中の研究所間における覚書の締結

○2016年3月の「日中農業担当省 事務次官級定期対話」において、越境性動物疾病への対応について、日中の農業協力関係を深めることで一致。

○これを踏まえ、

- ①口蹄疫の共同研究等に関する覚書を、
農研機構 動物衛生研究所と中国蘭州
(らんしゅう)獣医研究所との間で締結。
- ②鳥インフルエンザの共同研究等に関する
覚書を、農研機構 動物衛生研究所と
中国哈爾浜(はるびん)獣医研究所との
間で覚書を締結。



主な活動内容:共同研究、技術協力、研究者の交流 等

○なお、韓国については、2012年10月に口蹄疫、鳥インフルエンザの共同研究等を含む上記と同様の包括的な覚書を、農研機構 動物衛生研究所と韓国農林畜産検疫本部(QIA)との間で締結。

G7 獣医当局間の協力枠組み活動

G7 新潟農業大臣会合宣言（2016年4月）

→越境性動物疾病、薬剤耐性対策等、公衆衛生・動物衛生分野における世界共通の課題に対処するため、G7 各国の獣医当局間での協力枠組みを構築することを合意



- 2016年11月、農林水産省は、G7 獣医当局間の協力枠組み活動の一環として、「第1回 G7 首席獣医官フォーラム」を開催。

- (1) 首席獣医官ワンヘルス・ワーキンググループの設置について合意
- (2) 薬剤耐性及び越境性動物感染症に関する日本の取組の紹介及び意見交換の実施
- (3) サイドイベントとして「動物分野における薬剤耐性対策シンポジウム」を開催。

- 第2回 G7 首席獣医官フォーラムは、2017年のG7議長国であるイタリアで合意。

- (1) 抗菌剤の治療目的での使用や責任ある慎重な使用の定義について議論。
- (2) 鳥インフルエンザの防疫及びサーバランスの強化に関するG7首席獣医官取りまとめ文書に合意
- (3) サイドイベントとして「高病原性鳥インフルエンザ世界会議」を開催。



フォーラムの様子



各国代表

OIEを通じた国際貢献

OIE本部及び地域事務所の活動をサポート

○ アジア・太平洋地域における動物衛生の向上

- プロジェクトB：ワンヘルス、獣医組織

- 例) - 動物インフルエンザ、狂犬病、人獣共通感染症に関する専門家会合、ワークショップ、フィールドワーク
 - リファレンスセンターによる研修・ワークショップ

プロジェクトC：越境性動物疾病の対策、動物衛生の向上

- 例) - 地域での研修、情報共有、GF-TADs事務局の活動支援

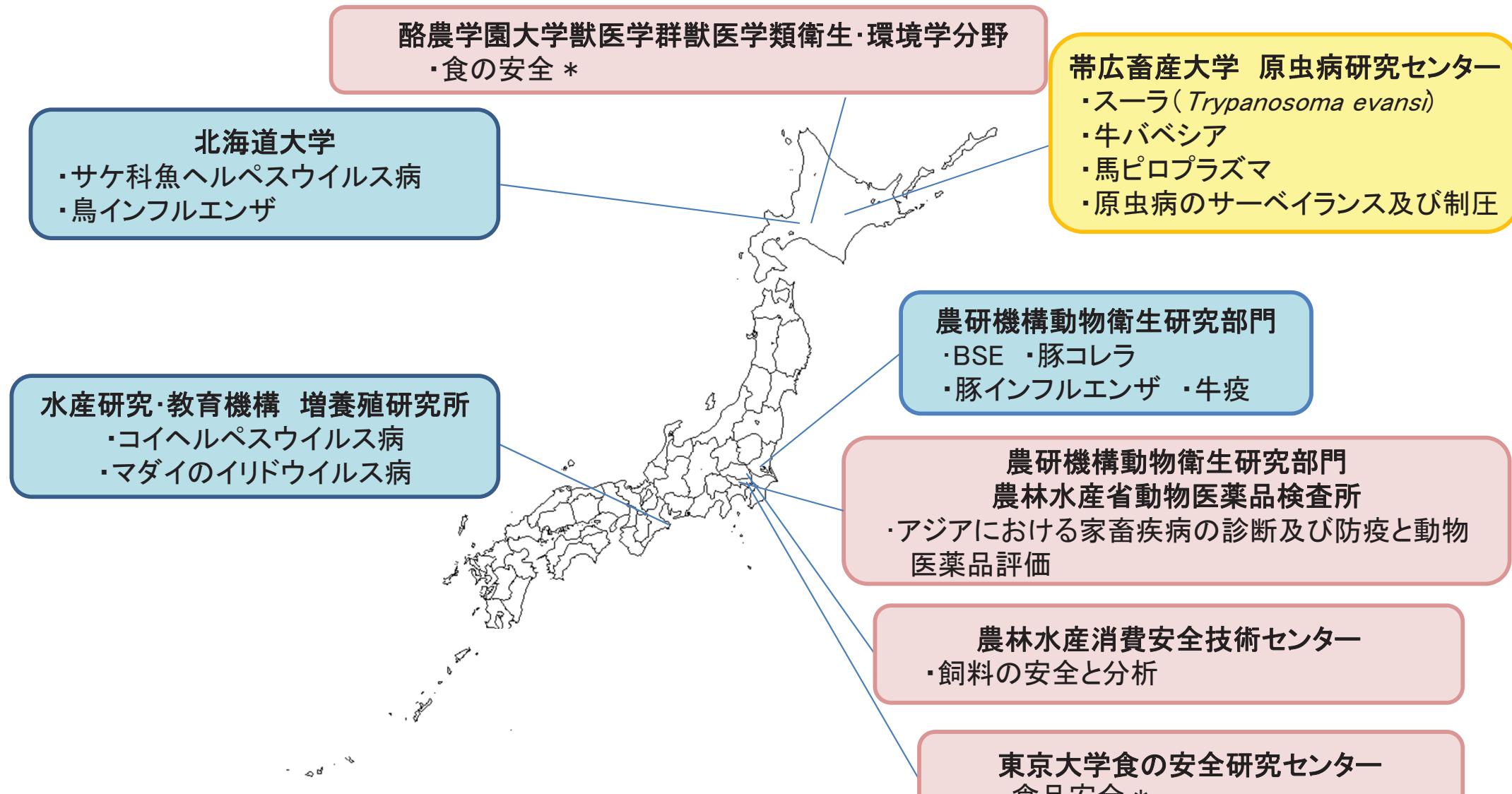
○ OIE本部の活動への支援

- 日本人専門家の人的支援(1997年から)
- 動物の疾病にかかる発生情報の収集及び分析・活用を強化するための取組(WAHIS+プロジェクト)を支援

○ その他

- 熊谷動物衛生課長がアジア・太平洋地域の事務局長、沖田国際衛生対策室長がコード委副議長としてOIEの活動に積極的に貢献。
- 2019年9月、第31回アジア・太平洋・極東地域総会を仙台市で開催し、地域の動物衛生対策を積極的に主導。

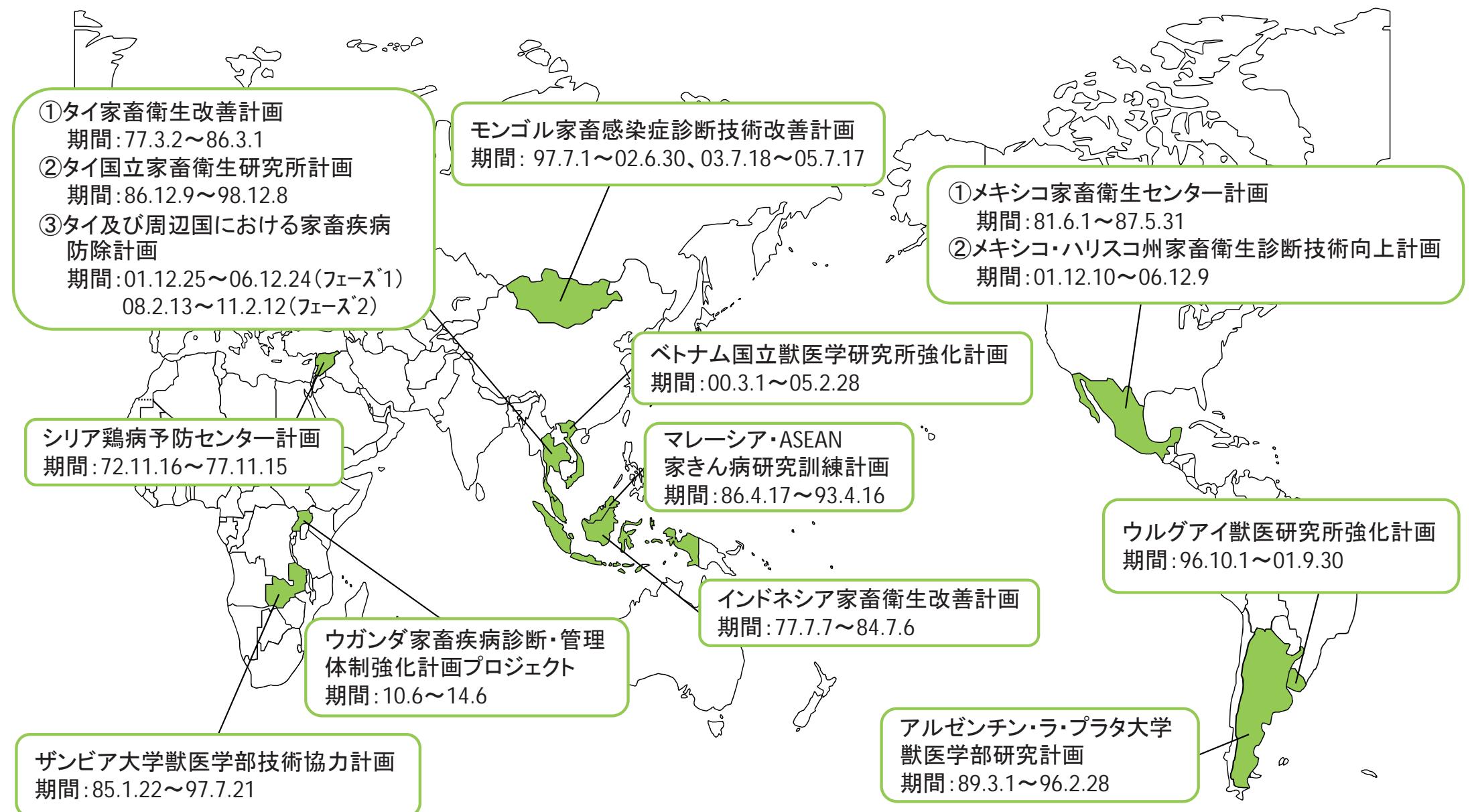
日本におけるOIE レファレンスラボラトリー



: レファレンスラボラトリー
: コラボレーティングセンター
: リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター

* 東京大学、酪農学園大学 及び Veterinary Public Health Center (シンガポール)は食品安全に関するコラボレーティングセンターとして指定されている。

過去の主な我が国との二国間協力事例



最近の我が国の二国間協力事例

ODA事業(2016年～)

○ミャンマーにおける口蹄疫対策改善計画(無償資金協力)

ヤンゴン市の国立口蹄疫研究所において、口蹄疫診断・ワクチン製造に係る施設及び機材を整備することにより、同研究所の口蹄疫防疫対策能力を強化するとともに、ミャンマーにおける農畜産生産の安定化を図り、もって国民の生活向上に寄与することを目的としている。供与限度額は、14.17億円。

○モンゴルにおける「獣医・畜産分野人材育成能力強化プロジェクト」(技プロ)

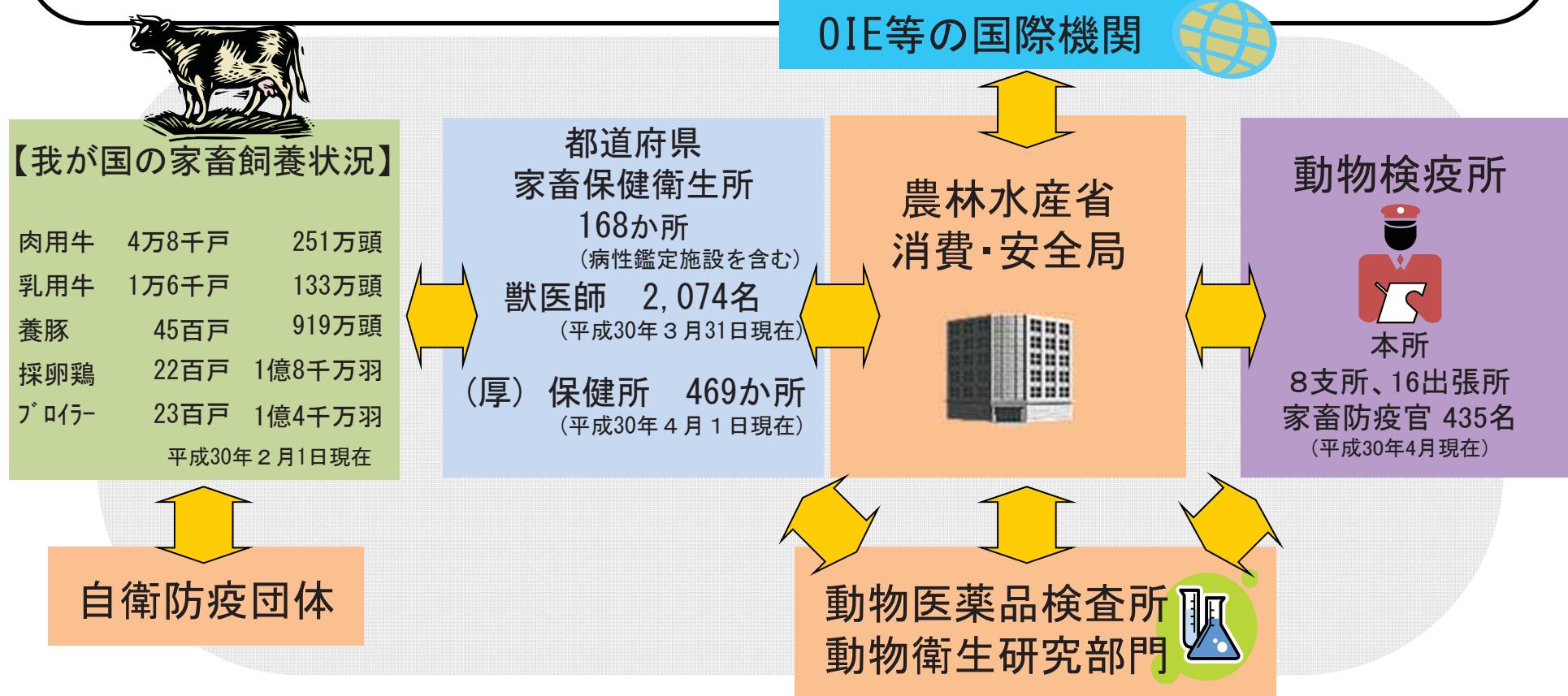
モンゴル国内において獣医・畜産分野の人材育成の中心的な役割を担う国立農業大学獣医学部の教育カリキュラムを改善及び、関連機関と連携して社会人教育コースの充実にも寄与することで同国内の獣医・畜産技術者の能力強化を図る

○キルギスにおける「チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト」(技プロ)

キルギスのチュイ州において、モデル農場の開設等を通じ、生乳生産工程における搾乳衛生技術の改善を図る。

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け(平成23年10月～)、家畜の伝染性疾病的発生を予防。(平成29年2月一部見直し)
- 飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取組ともなる。

農場における衛生管理の徹底(家畜伝染病予防法)

と畜場・食鳥処理場

食肉・食鳥処理・加工場

卸売・小売業者

消費者

○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

- 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 衛生管理区域の設定
 - 徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - 必要のない者の立入りの制限
 - 消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - (豚)生肉を含む飼料は十分に加熱
- 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - 給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - (鶏)防鳥ネット等の整備
 - 家畜・家きんの死体の保管場所への野生動物の侵入防止
- 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - 畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - 毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - 家畜・家きんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 埋却地の確保等
 - 埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - 入場者に関する記録の作成・保管
- 大規模所有者に関する追加措置
 - 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - 通報ルールの作成

食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

都道府県による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

遵守状況の定期報告

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導・助言

勧告

命令

罰則

命令違反者に対しては...

※下線部は平成29年2月に一部見直した項目

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。※民間認証機関は2団体(平成30年7月現在)

農場HACCP認証に向けた取組



農場HACCP認証マーク

農場指導員
※
約2,900名(平成30年3月時点)

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

農家毎の実施マニュアル作成

- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・危害分析(HA)
- ・重要管理点(CCP)の設定
- ・実施マニュアルの作成

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等
のフィードバック

HACCP方式取組農家

取組農家戸数:5,210 (平成30年3月時点)

消費者に対する安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

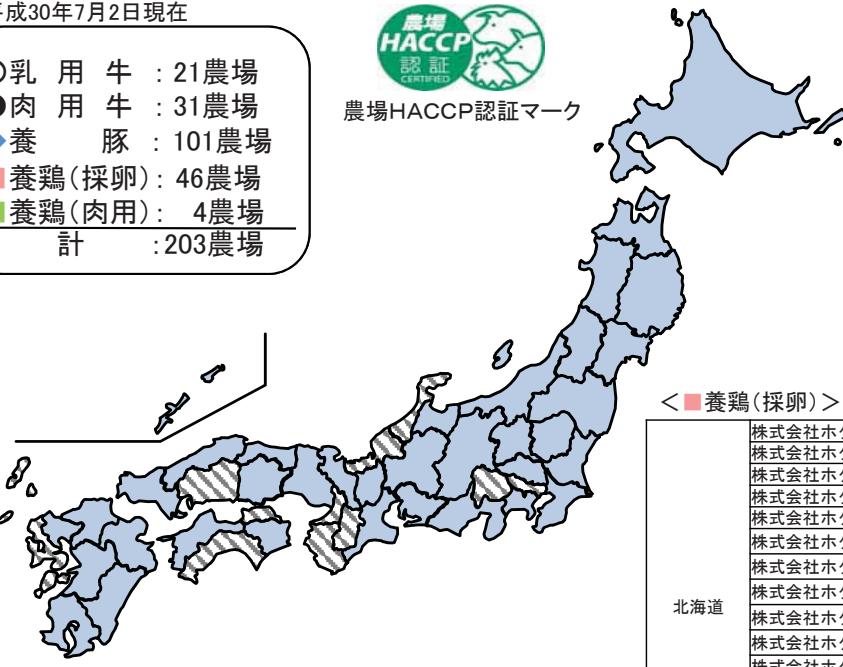
農場HACCP認証農場

平成30年7月2日現在

- 乳用牛 : 21農場
- 肉用牛 : 31農場
- ◆養豚 : 101農場
- 養鶏(採卵) : 46農場
- 養鶏(肉用) : 4農場
- 計 : 203農場



農場HACCP認証マーク



<■養鶏(採卵)>

北海道
株式会社ホクリョウ 札幌農場
株式会社ホクリョウ 北見農場
株式会社ホクリョウ 十勝農場
株式会社ホクリョウ 登別農場
株式会社ホクリョウ 千歳農場
株式会社ホクリョウ 早来農場第1農場
株式会社ホクリョウ 早来農場第2農場
株式会社ホクリョウ 早来農場第4農場
株式会社ホクリョウ 早来農場第5農場
株式会社ホクリョウ 早来農場札幌育成農場
株式会社ホクリョウ 千歳育成農場
有限会社北海道種鶏農場 白老農場
有限会社北海道種鶏農場 社台農場
株式会社グランファーム 竹浦農場
有限会社ノースチック 白老育成場
北海スター・チック株式会社 白老農場

北海道

<◆養豚>

千葉
有限会社ピギージョイ第3農場
有限会社ブライトピック千葉跳子農場
鈴木養豚
神奈川県 江戸屋養豚場
農事組合法人 打戻種豚組合
富山県 株式会社シムコ八尾G.G.Pセンター
長野県 有限会社中村ファーム
愛知県 株式会社あづみ野エコファーム
株式会社春野コーポレーション 育種改良事業部
有限会社石川養豚場
三重県 有限会社一志ピックファーム
兵庫県 有限会社高尾牧場
佐賀県 有限会社永渕ファームリンク 黒金農場
有限会社永渕ファームリンク 風配農場
株式会社熊本興畜株式会社
有限会社高森農場
熊本県 株式会社佐々牧場第1農場
株式会社佐々牧場第2農場
有限会社ヨシシンドウ大津ファーム
有限会社福田農園
有限会社九重ファーム
南日本畜産株式会社 繁殖センター
南日本畜産株式会社 育肥センター
有限会社環境ファーム
南州農場株式会社 佐多本場
農事組合法人 霧島高原純粹黒豚牧場
南州農場株式会社 根占農場
株式会社シムコ鶴田事業所
株式会社シムコア久根事業所
南州農場株式会社AIセンター
沖縄県 株式会社沖縄県食肉センター生産部数久田農場
株式会社農業生産法人ぐにがみ畜産繁殖農場
株式会社農業生産法人ぐにがみ畜産肥育第1農場
株式会社農業生産法人ぐにがみ畜産肥育第2農場

北海道

<○乳用牛>

北海道
有限会社藤井牧場
及川牧場
株式会社ノベルズデーリィファーム
株式会社Kalm 角山
ひらかわ牧場
小野寺牧場
株式会社CONNECT
岩手県 独立行政法人 家畜改良センター岩手牧場
群馬県 有限会社井上牧場
埼玉県 株式会社i-Milk Factory
千葉県 関川牧場
株式会社近藤牧場
神奈川県 株式会社こどもの国牧場
新潟県 有限会社石田牧場
長野県 めおとファーム
株式会社長門牧場
静岡県 佐野牧場
柴田牧場
鳥取県 有限会社 岸田牧場
岡山県 公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場 (第2牧場)
公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場 (第1牧場)

北海道

<△養豚>

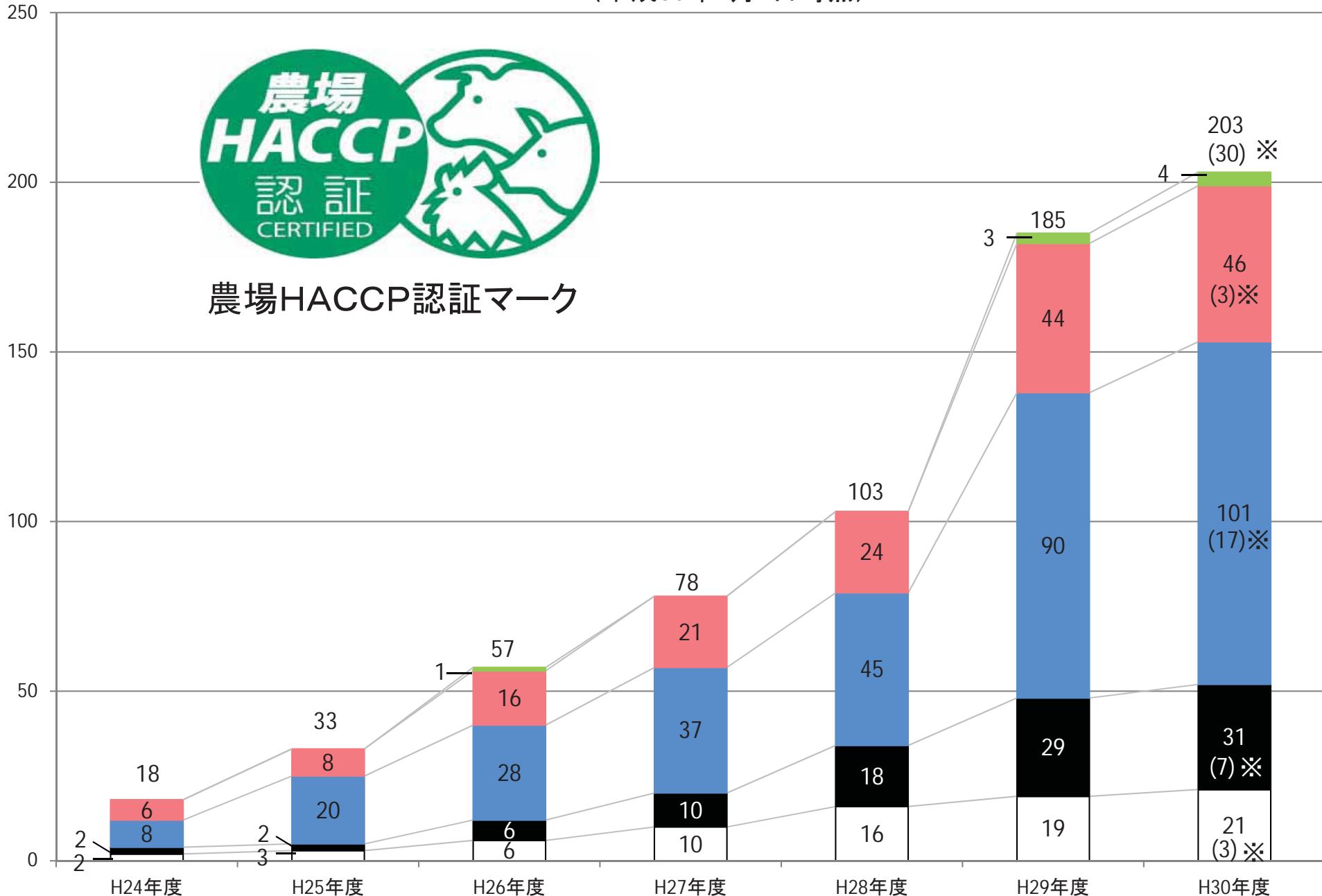
北海道
有限会社ビクトリーポーク 長沢農場
有限会社ビクトリーポーク 檜前農場
有限会社西原ファーム
有限会社道南アグロ 森農場
有限会社富権オーカファーム
株式会社ドリームポーク
辻野ポーク有限会社
株式会社ほべつすわいん
トンタス浜中株式会社
有限会社浅野農場
有限会社中多寄農場 白山農場
有限会社高橋畜産
株式会社三沢農場 三沢肥育農場
株式会社やまとた柏木農場
株式会社木村牧場
みなみよーとん株式会社 (フリーデングループ)
株式会社フリーデン 大東農場
株式会社アーク 花泉農場
株式会社三沢農場 久慈繁殖農場
株式会社サイボク東北牧場
株式会社シムコ岩出山事業所
株式会社AGR PRIME
有限会社森吉牧場 (フリーデングループ)
ファームランド
十和田湖高原ファーム
パークランド
バイオランド
株式会社シムコ大館G.G.Pセンター
株式会社大商金山牧場米の娘ファーム
株式会社木野内ファーム
株式会社フリーデン都路牧場
有限会社久慈ビッグファーム 本社農場
有限会社山西牧場
有限会社中村畜産
石崎畜産
農事組合法人今市ファーム
株式会社大平牧場 (フリーデングループ)
株式会社フリーデン 梨木農場
株式会社フリーデン タカラ農場
下仁田ミート株式会社安中牧場
有限会社下山農場
有限会社ブライトピック千葉・黒潮農場
有限会社ブライトピック千葉飯岡農場
有限会社ブライトピック 第一農場
有限会社ブライトピック 第二農場
有限会社小堀屋畜産 本農場
有限会社東海ファーム第1・2肥育農場
豊橋飼料株式会社種豚センター
有限会社小堀屋畜産第二農場
有限会社小堀屋畜産銚子農場
有限会社比留川畜産
有限会社伊藤養豚錦数肥育農場
有限会社ATSUTA野手農場
有限会社藤崎農場
農事組合法人千葉アグリ
宝理養豚肥育農場
株式会社シムコ山事業所
高森養豚
株式会社スター・ビッグファーム東今泉肥育農場
千葉県畜産総合研究センター 養豚エリア
木内養豚
小長谷養豚
愛東ファーム株式会社東庄肥育農場
飯田養豚
高橋養豚肥育農場
江波戸SPF肥育農場

北海道

農場HACCP認証取得農場数の推移

(平成30年7月2日時点)

(認証農場数)



※:()の数字は、農場HACCP認証取得農場のうち、JGAP家畜畜産物の認証を取得した農場数

GAP取得チャレンジシステム、JGAP家畜・畜産物の認証、農場HACCP認証の関係

概要

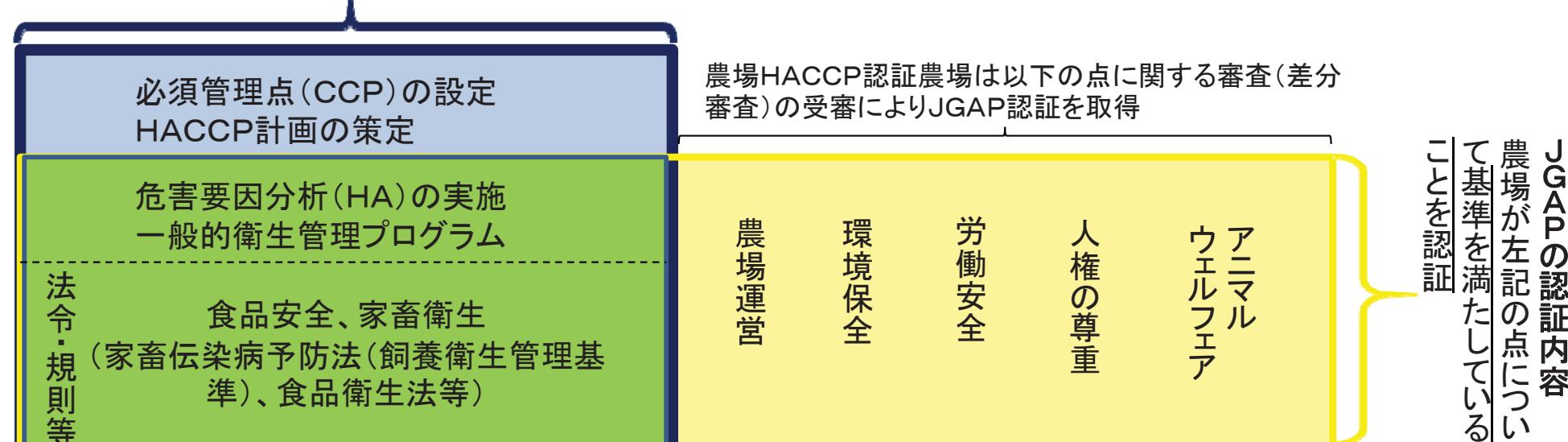
GAP取得チャレンジシステム: GAP認証取得の準備段階として、GAP認証取得につながる取組・項目について、生産者が自己点検を行い、その内容を第三者が確認する仕組み。

JGAP家畜・畜産物: 日本GAP協会により開発されたGAPのスキームの一つで、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重及びアニマルウェルフェアの視点から適切な生産工程管理のあり方についてまとめられたもの。

農場HACCP: 畜産物の安全性向上のため、生産農場にHACCPの考え方を取り入れ、家畜の所有者自らがハザードや管理点を設定し、記録し、生産農場段階の危害要因をコントロールする飼養衛生管理の方法。

農場HACCPの認証内容

以下の点を農場が設定し、運用、検証及び改善が出来ていることを認証



GAP取得チャレンジシステム

GAP認証取得の準備段階として、GAP認証取得につながる項目について自己点検を実施

【参考】<畜産物> 持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすことを示す方法)

ア **JGAP**,

GLOBALG.A.P.,

組織委員会が認める認証
スキーム

イ 「**GAP取得チャレンジシステム**」に則って生産され、
第三者による確認

<要件を満たした上で推奨される事項>

・有機畜産により生産された畜産物

・エコフィードを用いて生産された畜産物

・農場HACCPの下で生産された畜産物

・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

・障がい者が主体的に携わって生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

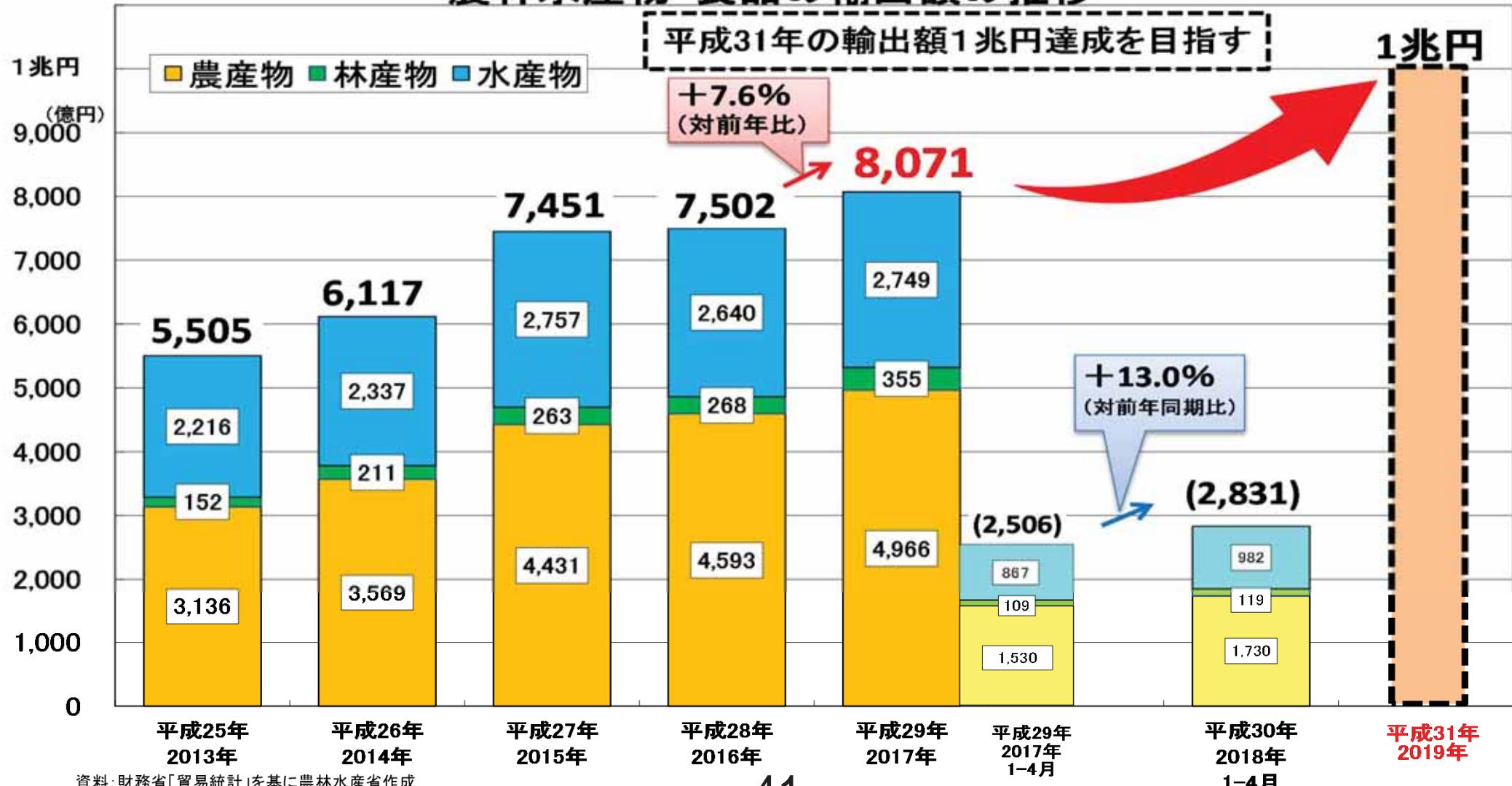
サプライヤー(ケータリング事業者等)

農林水産物・食品の輸出額の推移

MAFF

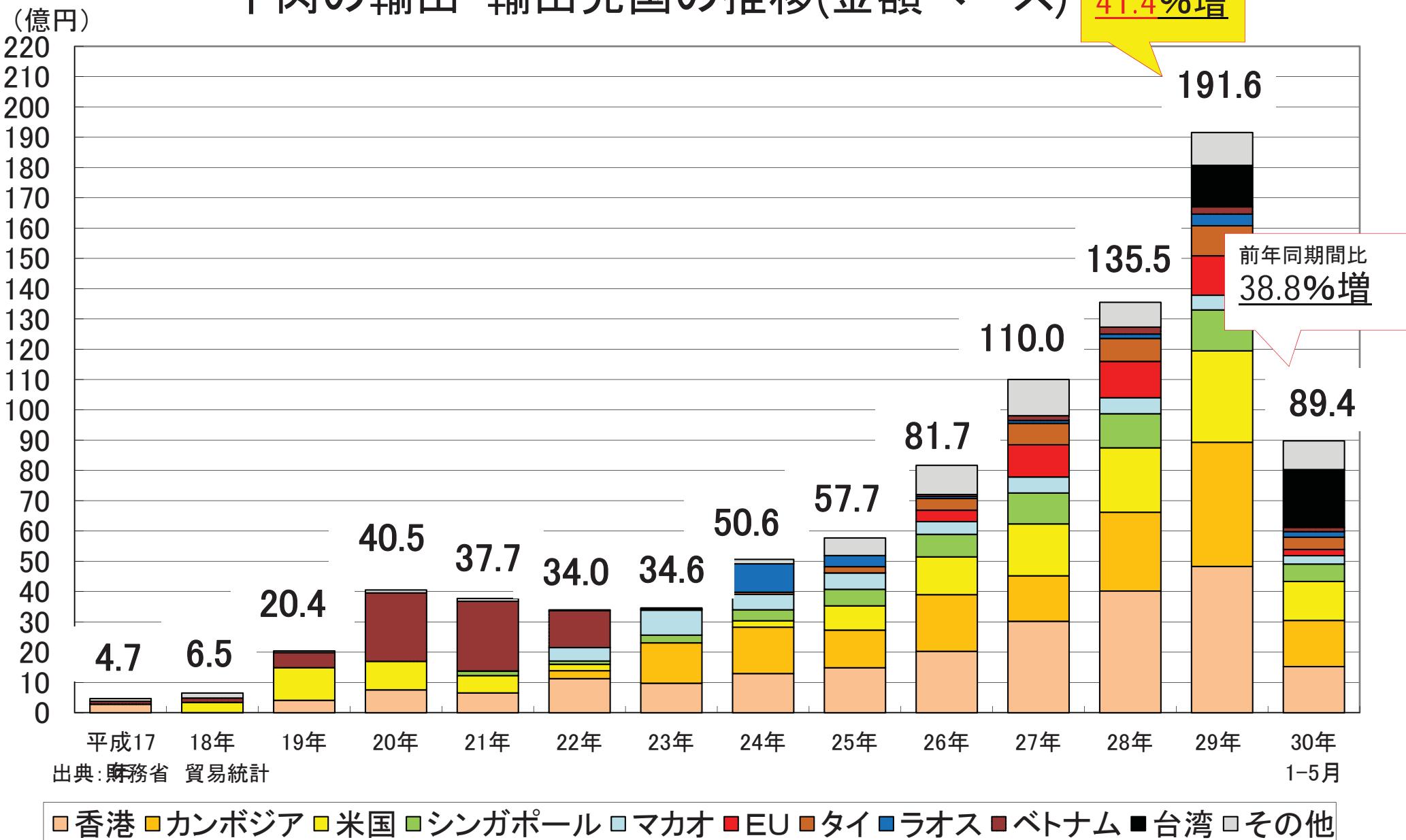
- 我が国の農林水産物・食品の輸出は、平成25年から5年連続で増加し、平成29年輸出実績は8,071億円。
- 平成30年1~4月の輸出実績は、2,831億円で対前年同期比13.0%の増加。
- 平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標に向けて取組を進めている。

農林水産物・食品の輸出額の推移



牛肉の輸出・輸出先国別推移(金額ベース)

牛肉の輸出・輸出先国別推移(金額ベース)



諸外国との検疫協議による輸出環境整備について

- ・政府の掲げる農林水産物・食品の輸出額1兆円の目標を前倒しするためには、動物疫上、輸出できる国・品目を広げ、畜産物の輸出のための環境整備を図ることが重要。
- ・動物検疫に係る輸出解禁については、相手国への解禁要請をした後に、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
- ・平成28年1月以降は、以下の国について、輸出規制が緩和・解禁。(平成30年7月現在)

シンガポール：畜産物の携行品 輸出解禁

- ・平成28年1月：
豚肉、牛肉これらの加工品
- ・平成28年9月：鶏卵

＜主な要件＞

牛肉、 豚肉等	国内産	個人 消費	5kg 以内
鶏卵	国内産	個人 消費	30個 以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易証明書(シール形式)を添付

＜実績＞

平成28年1月15日～平成30年4月30日

牛肉：約5.1億円(27,666kg)

豚肉：約229万円(862kg)

※動物検疫所検査実績より

台湾：牛肉の輸出解禁

- ・平成29年9月：解禁

＜主な要件＞

- ・厚生労働省が認定し、台湾政府当局が承認した食肉処理施設に由来すること。
- ・月齢30ヶ月未満の牛に由来すること。

＜実績＞

平成29年9月22日～平成30年4月30日

牛肉：約29億円(431トン)

※財務省貿易統計より

マレーシア：牛肉の輸出解禁

- ・平成29年11月：解禁

＜主な要件＞

- ・日本国内で輸出前12ヶ月間口蹄疫及びBSEの発生がないこと。
- ・マレーシア政府当局認定施設でハラール方式で処理されること。
- ・月齢制限はなし。

＜実績＞

平成29年11月7日～平成30年4月30日

牛肉：約1.5億円(26トン)

※財務省貿易統計より

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(平成30年7月3日現在)

品目	国・地域	貿易量(平成29年)
牛肉	香港、カンボジア、米国、台湾、シンガポール、EU、タイ、マカオ、ラオス、タジキスタン、ベトナム、カナダ、UAE、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ニュージーランド、メキシコ、ロシア、カタール、イスス、モンゴル、バングラデシュ、ミャンマー、バーレーン、ブラジル、豪州、アルゼンチン等	2,706トン(192億円)
豚肉	香港、マカオ、シンガポール、台湾、カンボジア、ベトナム等	2345トン(10億円)
家きん肉	香港、カンボジア、ベトナム等	10,004トン(20億円)
殻付き家きん卵	香港、シンガポール等	3,889トン(10億円)
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ等
	チーズ	台湾、香港、タイ、ベトナム等
	育児用粉乳	ベトナム、台湾、香港等
	アイスクリーム その他氷菓	台湾、香港、シンガポール、韓国、中国、タイ、米国等
牛皮	タイ、韓国、香港、ベトナム、台湾、インド、等	10,744トン(18億円)
豚皮	タイ、台湾、韓国、ベトナム、香港、フィリピン、カンボジア等	66306トン(108億円)

資料:財務省「貿易統計」

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

○牛肉:中国、韓国、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ、ウルグアイ

○豚肉:EU、米国、中国、韓国、タイ、フィリピン、メキシコ

○家きん肉: EU、米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、モンゴル、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パキスタン、UAE

○家きん卵: EU、米国、ロシア、マカオ、中国、韓国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE、台湾

○乳・乳製品:EU、中国

○牛・豚原皮:中国

動物検疫に係る輸出解禁の特徴と流れ

- 動物検疫に係る輸出解禁は、「農林水産業の輸出力強化戦略」において策定された国・地域別の輸出拡大戦略及び産地の要望を踏まえ、相手国への解禁要請をした後、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
- 検疫交渉の対象となる家畜伝染性疾病は、OIE(国際獣疫事務局)が定めており、各国で共通(主な疾病は、口蹄疫(牛、豚)、BSE(牛)、アフリカ豚コレラ・豚コレラ(豚)、高病原性鳥インフルエンザ(鶏))。
※ 日本は口蹄疫、BSE、アフリカ豚コレラ、豚コレラの清浄国。
- 加工食品(ハム等)も、検疫協議の対象。

輸出解禁に向けた流れ (平成30年6月29日現在)

相手国への解禁要請

- ・韓国 牛肉、豚肉
- ・インドネシア 鶏肉
- ・フィリピン 鶏卵

等

動物検疫協議中

輸出先国による 疾病リスク評価(※1)の実施中

- ・中国 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵
- ・タイ 豚肉
- ・台湾 鶏卵
- ・フィリピン 豚肉
- ・ウルグアイ 牛肉

等

検疫条件の協議中

- ・韓国 鶏卵
- ・中国 牛乳・乳製品
- ・ロシア 牛肉 (施設追加)
- ・マレーシア 鶏肉
- ・米国 豚肉、鶏肉、鶏卵
- ・EU 豚肉、鶏肉、鶏卵、乳製品

等

輸出解禁済

- (27年度以降の実績)
- ・豪州 牛肉 常温保存可能牛肉製品
 - ・ミャンマー 牛肉
 - ・ブラジル 牛肉 牛肉製品等(携帯品)
 - ・タイ 牛肉 (貨物の第3国積み替え、3ヶ月貯制限撤廃)
 - ・シンガポール 鶏卵等(携帯品)
 - ・台湾 牛肉
 - ・マレーシア 牛肉 等
 - ・アルゼンチン 牛肉 等

約6年(平成15年以降に解禁された20カ国の平均)

※1:家畜衛生体制や疾病の清浄性の評価

我が国における高病原性鳥インフルエンザ発生後の畜産物の輸出検疫協議状況

平成30年6月25日現在

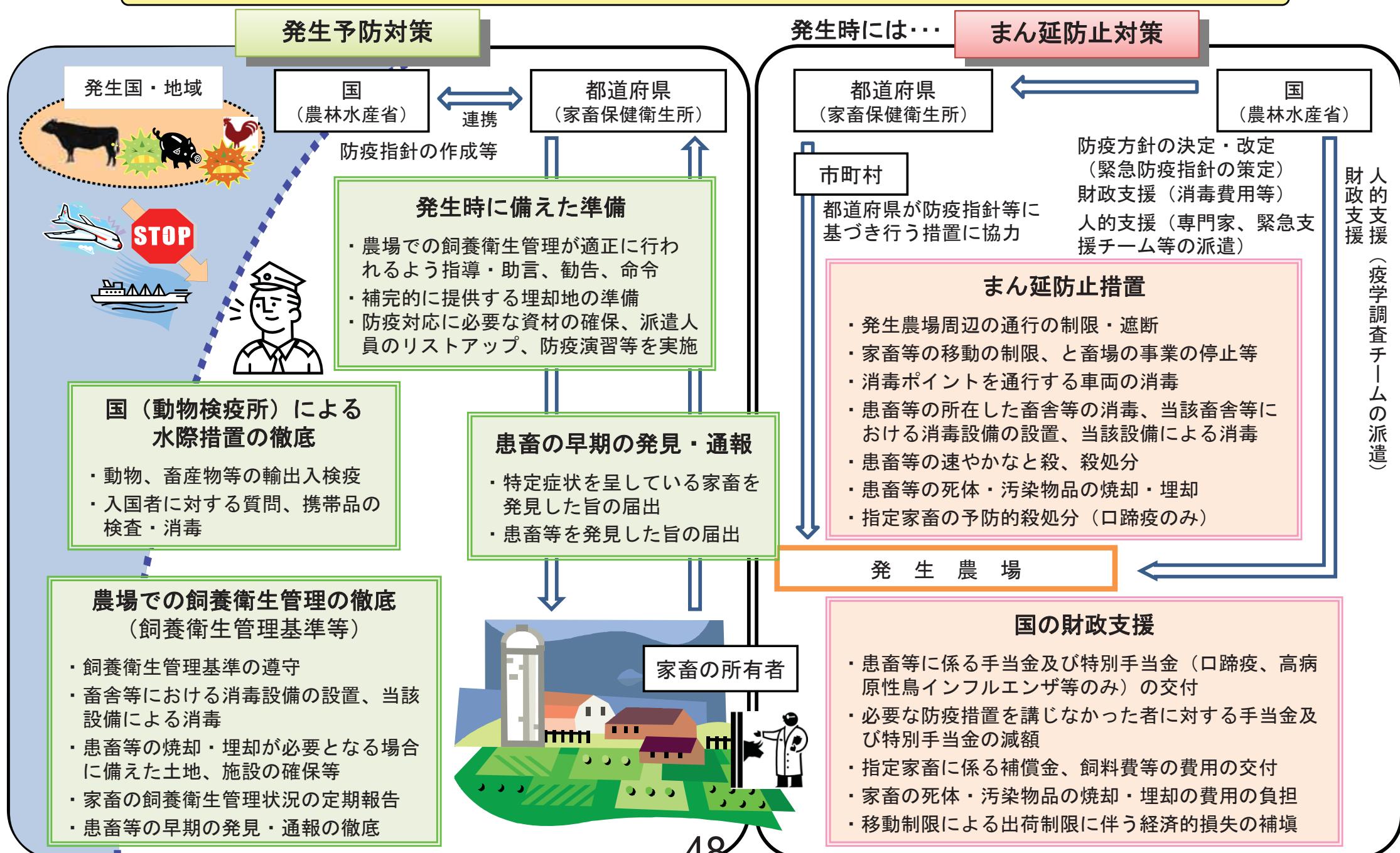
- 2018年1月10日昼、香川県において高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生。これを受け、我が国は輸出検疫証明書の発行を自主的に停止。(11日夜、H5亜型と確定し、輸出先との合意に基づき正式に停止。)
- 同時に、輸出先国に対し疾病の発生や防疫措置情報などを情報提供し、早期の輸入再開を要請。各国の対応が判明次第、輸出可能な物について交付を再開。
- 4月15日、OIE規定に基づき我が国はHPAIの清浄国に復帰。翌16日、各国あて日本産・香川県産家きん製品の輸出再開を要請。

国・地域名	各国の対応
香港	香川県以外の家きん肉・卵・卵製品の輸入可(1月12日接受)
	香川県からの家きん肉・卵・卵製品の輸入再開(4月18日接受)
カンボジア	日本で鳥インフルエンザが発生した場合でも、日本国内で流通している家きん肉・家きん肉製品の輸入可(2017年1月27日接受)
ベトナム	日本で鳥インフルエンザが発生した場合でも、発生県以外からの家きん肉の輸入可(1月12日接受)
	香川県からの家きん肉の輸入再開(6月22日接受)
シンガポール	香川県以外の食用卵の輸入可(1月15日接受)
	香川県からの食用卵の輸入再開(4月18日接受)
台湾	日本全国からの食用卵輸入停止(1月12日接受)

參 考 資 料

家畜伝染病予防法の概要

家畜伝染病予防法の目的: 家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る。



口蹄疫の発生等を踏まえた家畜伝染病予防法改正（平成23年）のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

国内防疫の取組

(1)国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2)発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3)疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。

国内での具体的な取組

発生予防

- ・飼養衛生管理の徹底



飼養衛生
管理基準

早期発見

- ・発生状況の把握
(サーベイランス)
- ・正しい知識の普及
- ・早期発見・早期届出

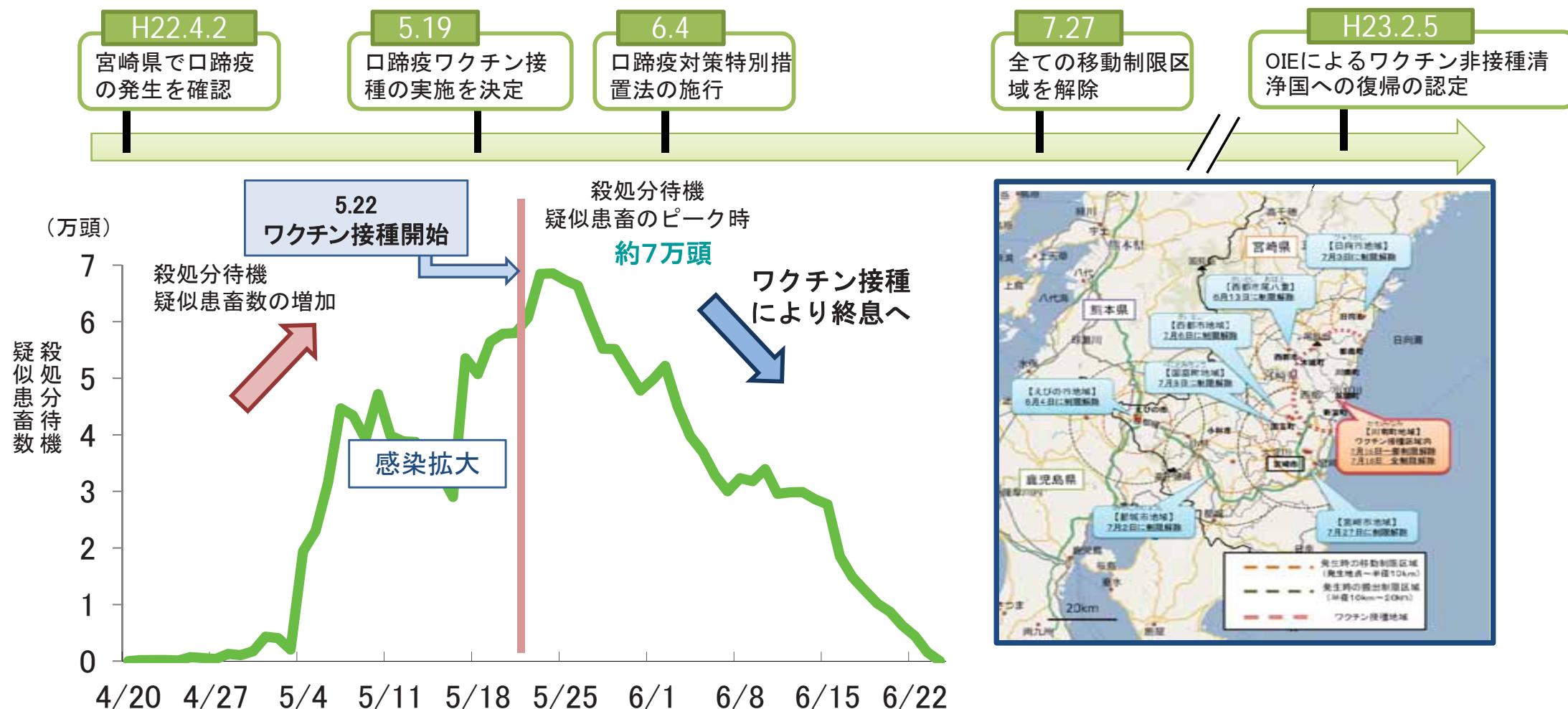
特定家畜
伝染病
防疫指針
ほか

まん延防止

- ・感染家畜のとう汰
- ・移動の制限
- ・周辺農場の検査

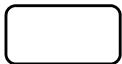
平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生及び防疫措置

- 平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生(292戸で発生、210,714頭を殺処分)。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施(ワクチン接種殺処分:87,094頭)。
- この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。



豚コレラの発生状況

2018年7月2日現在



=豚コレラ清浄国（35カ国）

（アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、ニューカaledニア、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、オランダ、英国、米国）

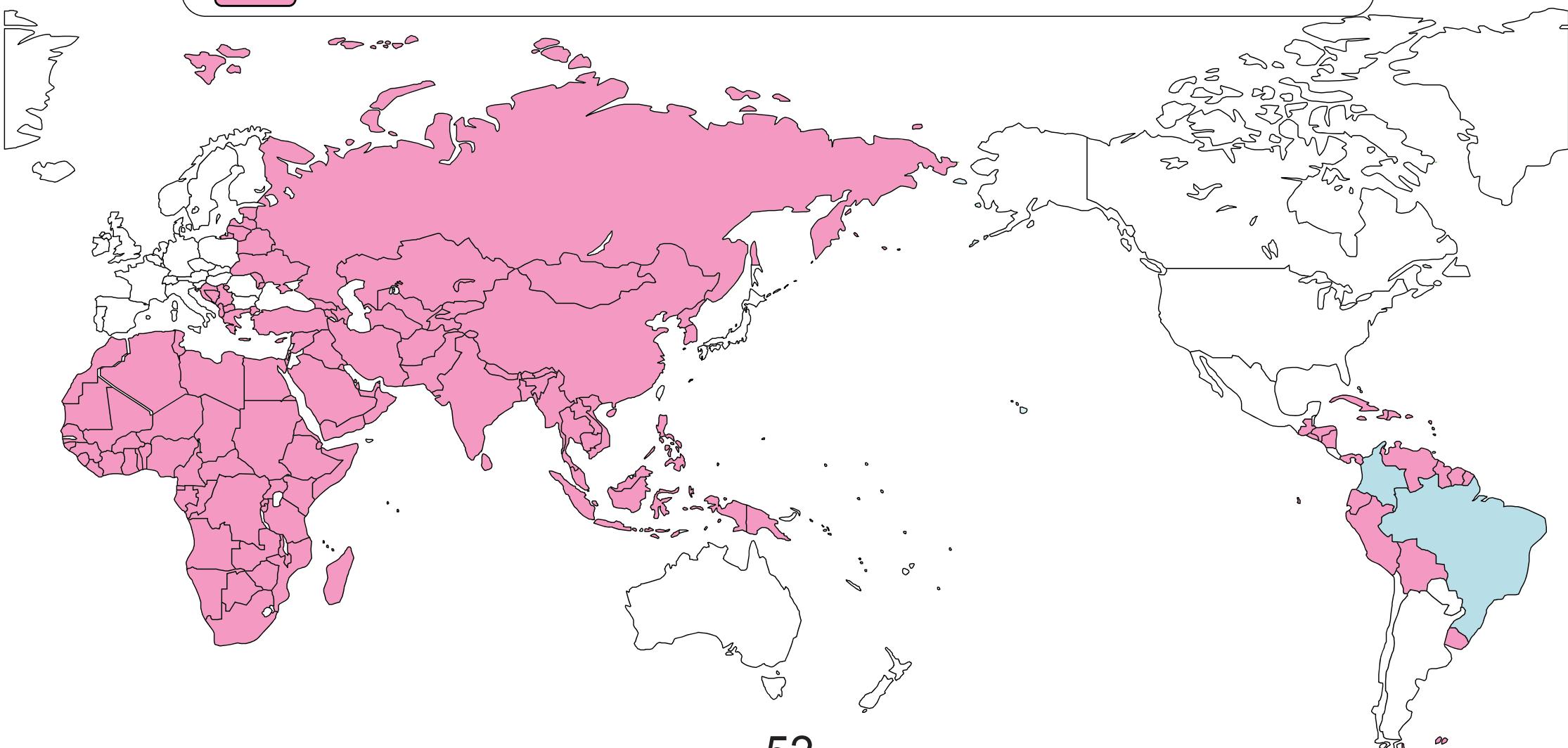


=豚コレラ清浄地域を含む国（2カ国）（ブラジル、コロンビア）



=豚コレラ非清浄国

※OIEのResolution No.29による



欧洲・ロシア等におけるアフリカ豚コレラの発生状況

エストニア (EU加盟国)

2014年9月初発以降

豚、野生いのしし 3,106件 発生

※OIEへの年次報告、6か月報告(2017年下半期まで)による

ラトビア (EU加盟国)

2014年6月初発以降

豚、野生いのしし 2,551件 発生

※OIEへの年次報告、6か月報告(2017年上半期まで)による

リトアニア (EU加盟国)

2014年1月24日初発以降

豚、野生いのしし 1,791件 発生

※OIEへの年次報告、6か月報告(2017年下半期まで)による

ポーランド (EU加盟国)

2014年2月13日初発以降

豚144件、野生いのしし2149件 発生

(直近の発生: 2018年6月25日、豚)

※ポーランドにおいて発生が確認された旨の連絡を受けて、我が国は2014年2月18日付でポーランド産豚肉の輸入を停止

チェコ (EU加盟国)

2017年6月27日初発以降

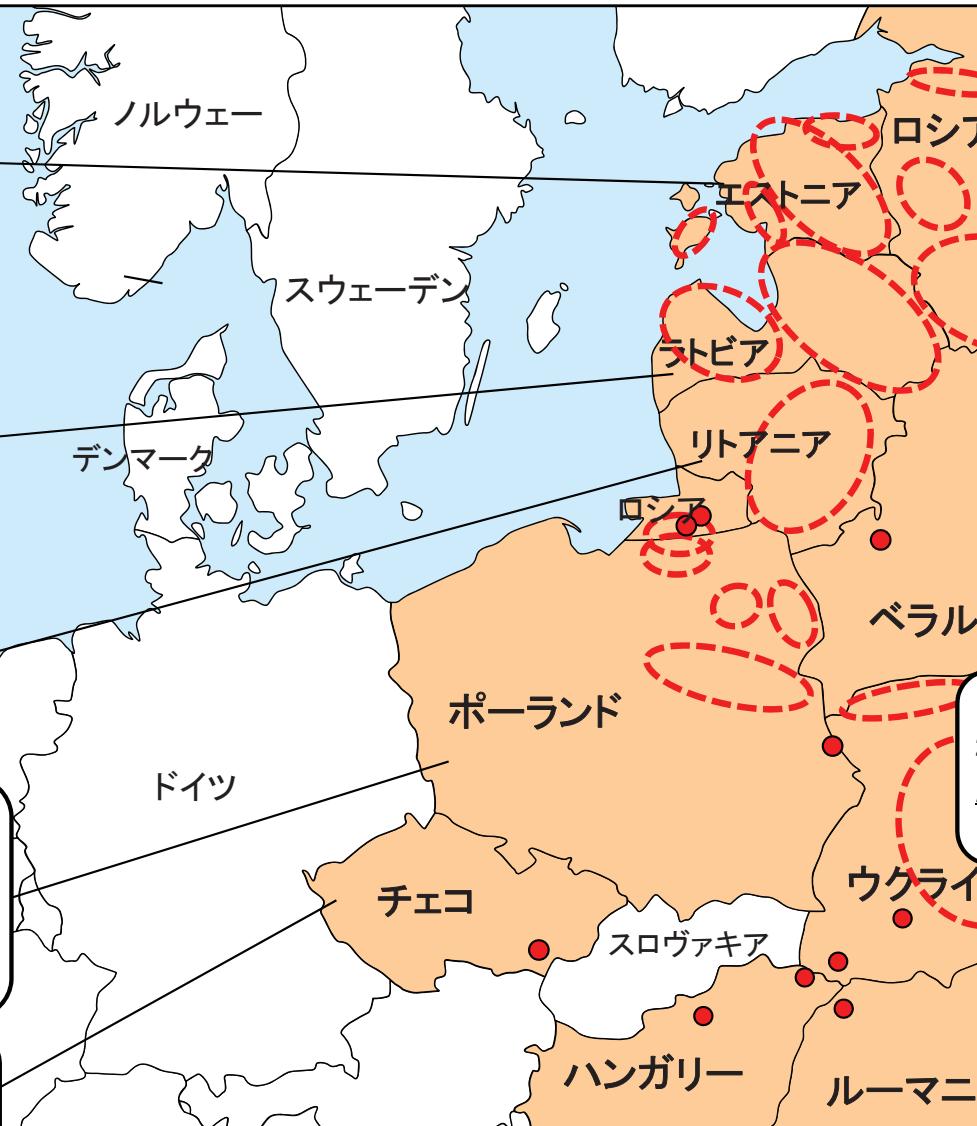
野生いのしし220件 発生

(直近の発生: 2018年4月19日、野生いのしし)

●  発生地域

※日付は発生日又は検体回収日に基づく

※赤字は更新箇所



ロシア

2007年初発以降

豚、野生いのしし 1045件 発生

(直近の発生: 2018年6月25日、野生いのしし)

※3月18日イルクーツクで発生(豚)

7月4日～8月16日オムスクで発生(豚)

10月2日クラスノヤルスクで発生(豚)

ベラルーシ

2013年6月19日初発以降

豚2件 発生

(直近の発生: 2013年7月1日、豚)

ウクライナ

2012年7月30日初発以降

豚283件、野生いのしし79件 発生

(直近の発生: 2018年6月24日、豚、野生いのしし)

ハンガリー (EU加盟国)

2018年4月20日初発以降

野生いのしし21件 発生

(直近の発生: 2018年6月13日、野生いのしし)

※ハンガリーにおいて発生が確認された旨の連絡を受けて、我が国は2018年4月24日付でハンガリー産豚肉の輸入を停止

ルーマニア (EU加盟国)

2017年7月27日初発以降

豚144件、野生いのしし6件 発生

(直近の発生: 2018年6月23日、豚)

モルドバ

2016年9月17日初発以降

豚14件、野生いのしし3件 発生

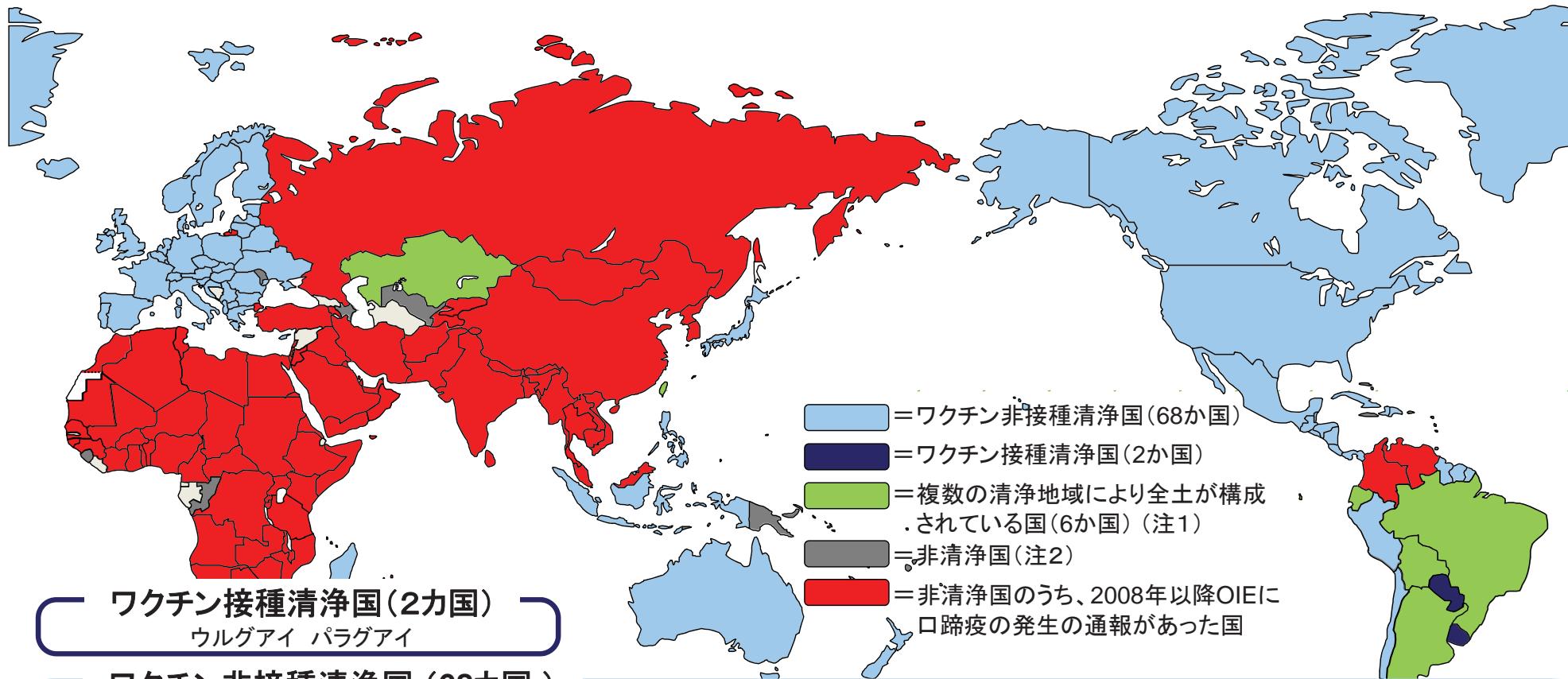
(直近の発生: 2018年6月7日、豚)

2018年7月2日現在

出典: OIE

世界における口蹄疫の発生状況

2018年7月2日現在



~ヨーロッパ(39カ国)~

アルバニア	チェコ	ハンガリー	オランダ	スウェーデン
オーストリア	デンマーク	アイスランド	ノルウェー	セルビア
ベラルーシ	エストニア	アイルランド	ポーランド	モンテネグロ
ベルギー	フィンランド	イタリア	ポルトガル	ボスニア・ヘルツェゴビナ
クロアチア	マケドニア	ラトビア	ルーマニア	スイス
キプロス	フランス	リトアニア	スロバキア	ウクライナ
英国	ドイツ	ルクセンブルク	スロベニア	ブルガリア
サンマリノ共和国	ギリシャ	マルタ	スペイン	

~アジア(5カ国)~

日本
インドネシア
シンガポール
ブルネイ
フィリピン

~オセアニア(4カ国)~

オーストラリア
ニューカレドニア
ニュージーランド
バヌアツ

~南北アメリカ(17カ国)~

カナダ	ニカラグア
チリ	パナマ
コスタリカ	米国
キューバ	ベリーズ
エルサルバドル	ドミニカ共和国
グアテマラ	ハイチ
ガイアナ	メキシコ
ホンジュラス	ペルー
	スリナム

注1 国の全土が、ワクチン接種清浄地域及びワクチン非接種清浄地域により構成されている。アルゼンチン、エクアドル、ボリビア、カザフスタン、ブラジル、台湾の6カ国

注2 非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域／ワクチン接種清浄地域を含んでいる国を含む。

注3 更新点:ペルー、スリナムがワクチン非接種清浄国認定

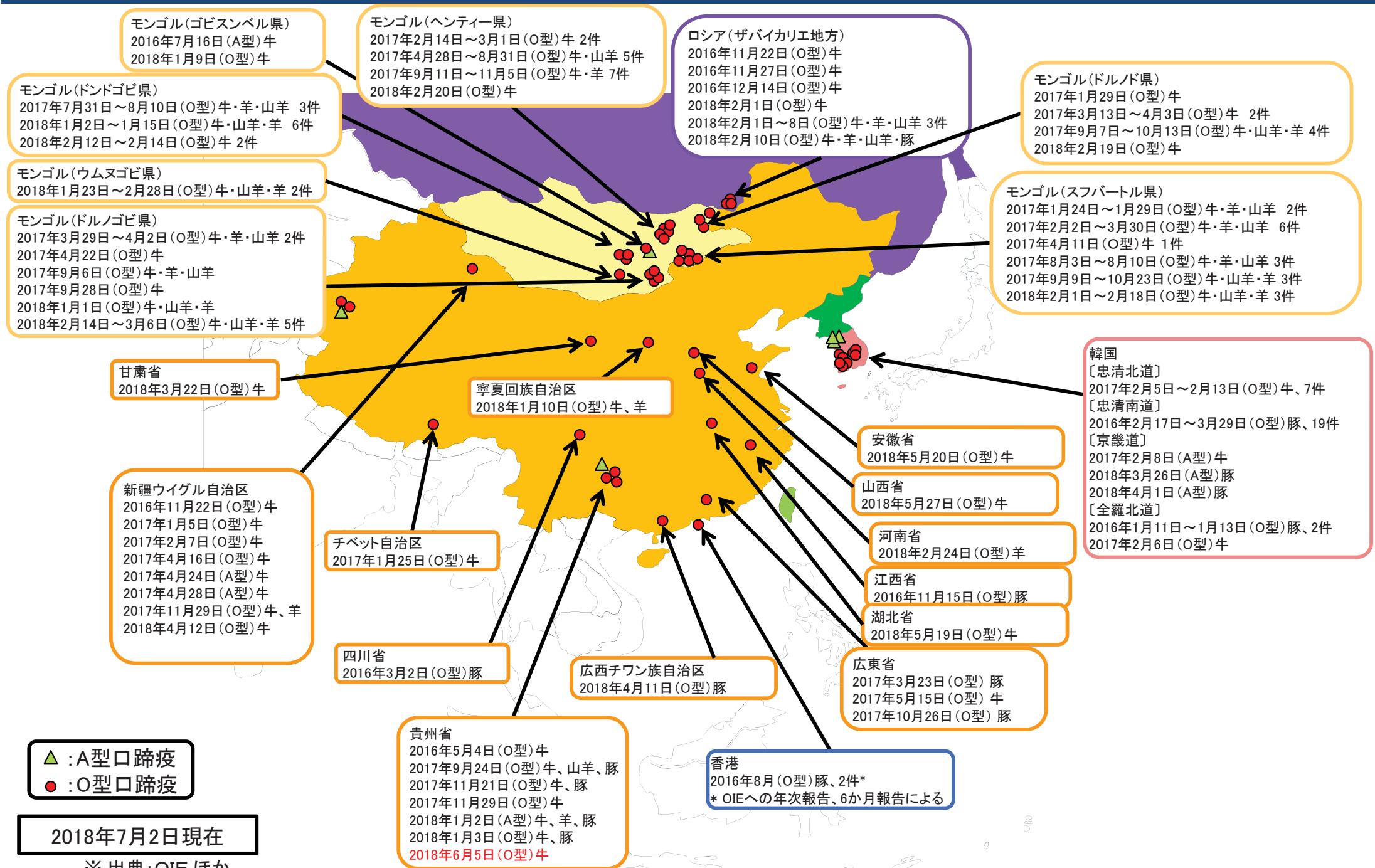
ブラジルは、国の全土が、ワクチン接種清浄地域及びワクチン非接種清浄地域により構成される国となった

台湾は、地域全体がワクチン接種清浄地域で構成される地域となった

※ 出典:OIE(清浄国・地域はOIE公式認定)

<http://www.oie.int/en/animal-health-in-the-world/official-disease-status/fmd/list-of-fmd-free-members/>

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2016年1月以降の発生）

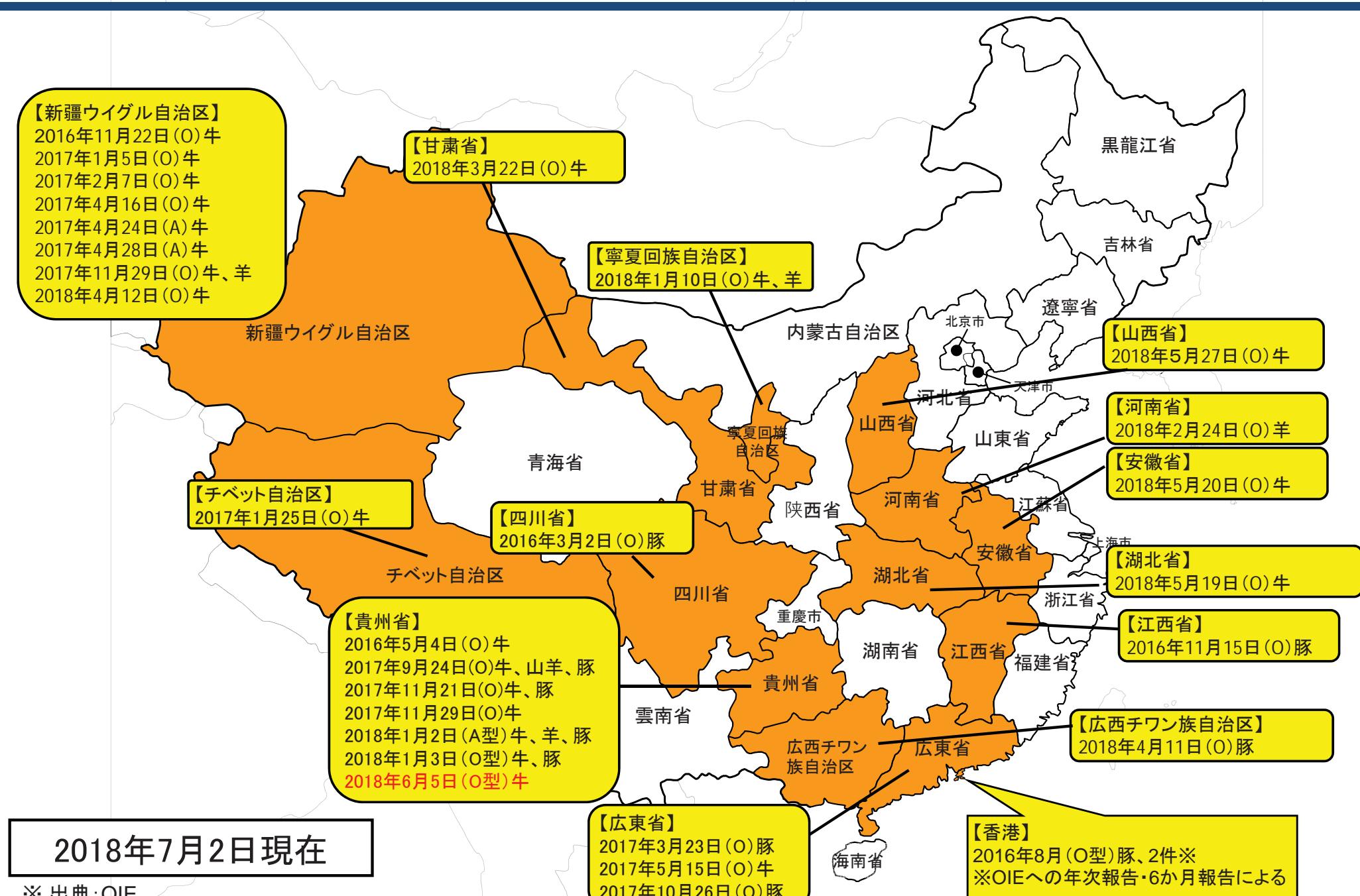


※ 出典:OIEほか

※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)

※ ロシアは東アジアの近接地域に限る

中国における口蹄疫の発生状況(2016年1月以降)



韓国における口蹄疫の発生状況 (2018年3月以降)

2018年7月2日現在

発生確認件数:2件
(A型2件)

京畿道(2件)

- ①3月26日 金浦(キンポ)市 豚 (A型)
- ②4月1日¹⁾ 金浦(キンポ)市 豚 (A型)²⁾

1)OIE報告に基づき発生日を修正

2)②は①の疫学関連農場(①から12.7km離れた場所に所在)

● : 発生地点

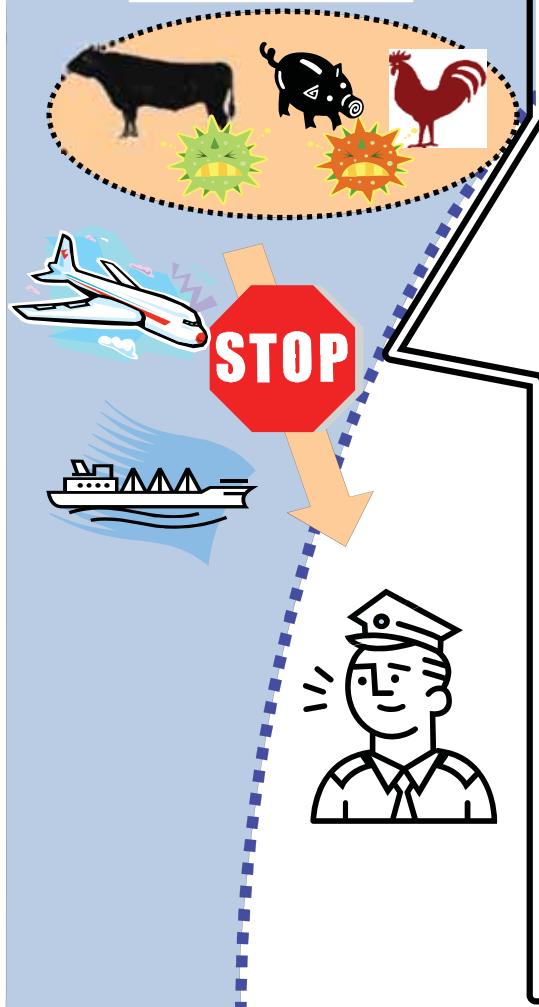
※発生日はOIE報告または韓国当局の公式資料に基づく



口蹄疫等の侵入防止のための水際検疫の強化

- 韓国等東アジアにおける口蹄疫の発生を受け、国内への侵入を防ぐため、空海港での入国者の靴底消毒・車両消毒や、旅客への注意喚起や検疫探知犬を活用した抜き打ち検査などの動物検疫措置について一層の強化・徹底を実施。
- 平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、本病の発生国からの入国者に質問を実施したり、携帯品の検査や必要に応じた消毒を実施することができるようになるなど、ウイルス侵入防止措置をより一層強化。

発生国・地域



国際空海港における旅客に対する水際対策

動物検疫に関する注意喚起



発生国からの入国者への質問の実施



検疫探知犬による手荷物検査



消毒マットを用いた靴底消毒



Q 1.
過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りましたか？

Q 2.
家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

Q 3.
日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

(必要に応じ、英語、中国語、韓国語等を記載した資料を使用)

韓国の口蹄疫再発における動物検疫対応について

1 動物検疫強化期間

- 3月27日～G.W.まで

2 出入国者への注意喚起・検査強化

- 動物検疫所統一広報ポスターの掲示
 - ・全国25空港・7海港のターミナルの出入国口ビーに掲示
 - ・高速船（3社）、定期フェリー（4社）の船内に掲示
- 検疫探知犬活動・家畜防疫官による口頭質問強化
 - ・地方空港、国際クルーズ船、フェリーは常時、全便で口頭質問
 - ・成田空港等中国等のリスク便と並行して、韓国便2～12便を追加対応



日本語／ハングル語
併記ポスター



ドライバー／ライダー
向けポスター

3 水際対応実施状況の点検

- 各空海港における靴底消毒及び車両消毒の実施状況の点検を徹底
 - ・船舶会社・代理店に畜産関係車両搭載の有無の情報収集を再徹底
 - ・定期フェリー船内にドライバー・ライダー向け車両消毒注意喚起ポスター掲示

4 その他

- Webサイトでの注意喚起（ポスター掲示、発生情報掲載）
- 航空会社等への情報提供、ポスター掲示・機内アナウンスの依頼
- 緊急広報キャンペーンの実施
新千歳空港（4/6）、福岡空港（4/10）、宮崎空港（4/10）、鹿児島空港（4/11）、大阪港（4/26）

家畜伝染病の発生状況

- 口蹄疫は、平成22年に宮崎県で発生したが、平成23年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 牛の結核病やブルセラ病は近年発生が見られない一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生が確認。
- 牛海綿状脳症（BSE）は、平成13年9月以降、36例の発生が確認されたが、平成25年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 豚コレラは、平成5年の発生を最後に清浄化を達成し、平成27年5月のOIE総会で「豚コレラ清浄国」に認定。
- 高病原性鳥インフルエンザは、直近では、平成30年1月に香川県で発生したが、平成30年4月15日付でOIEの定める高病原性鳥インフルエンザの清浄国に復帰。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

(単位：戸数)

年 (平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
口蹄疫	0	0	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0	0
結核病(牛)	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0
ヨーネ病(牛)	606	441	278	313	235	331	211	293	326	327	315	374	83
BSE(牛)	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血(馬)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
伝達性海綿状脳症(BSE以外)	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0
高病原性鳥インフルエンザ	0	4	0	0	1	23	0	0	4	2	7	5	1
低病原性鳥インフルエンザ ^{注2}	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：農林水産省消費・安全局「家畜伝染病の発生状況」

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患畜届出件数（ただし、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患畜の件数を含む）。

データは平成30年3月までの集計結果（速報値）。

注2：平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、高病原性鳥インフルエンザ（弱毒^{ウツクシ}）は低病原性鳥インフルエンザに呼称を変更。

家畜の慢性疾病対策

- 家畜の伝染性疾病のうち、豚の呼吸器・下痢疾患、子牛の肺炎や牛の乳房炎など、重篤な症状を示さないものの、出荷頭数や出荷体重、乳量の低下などの家畜の生産性を阻害する慢性疾病は、その特性からコントロールが容易ではなく、畜産経営に大きな影響を与えるため、これらの慢性疾病対策を進めていく必要。
- 定期的に家畜慢性疾病対策推進全国会議を開催し、国、都道府県、関係機関間で先進的な取組事例の共有、今後の対策に関する意識の共有により、連携を強化。

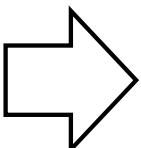
(第1回議題：牛の疾病(平成29年7月)、第2回議題：豚の疾病(平成30年4月))

<推進の方向性>

取組成功事例の収集

円滑な横展開に向けた戦略の構築

関係者間の認識の共有化



<対策の成果>

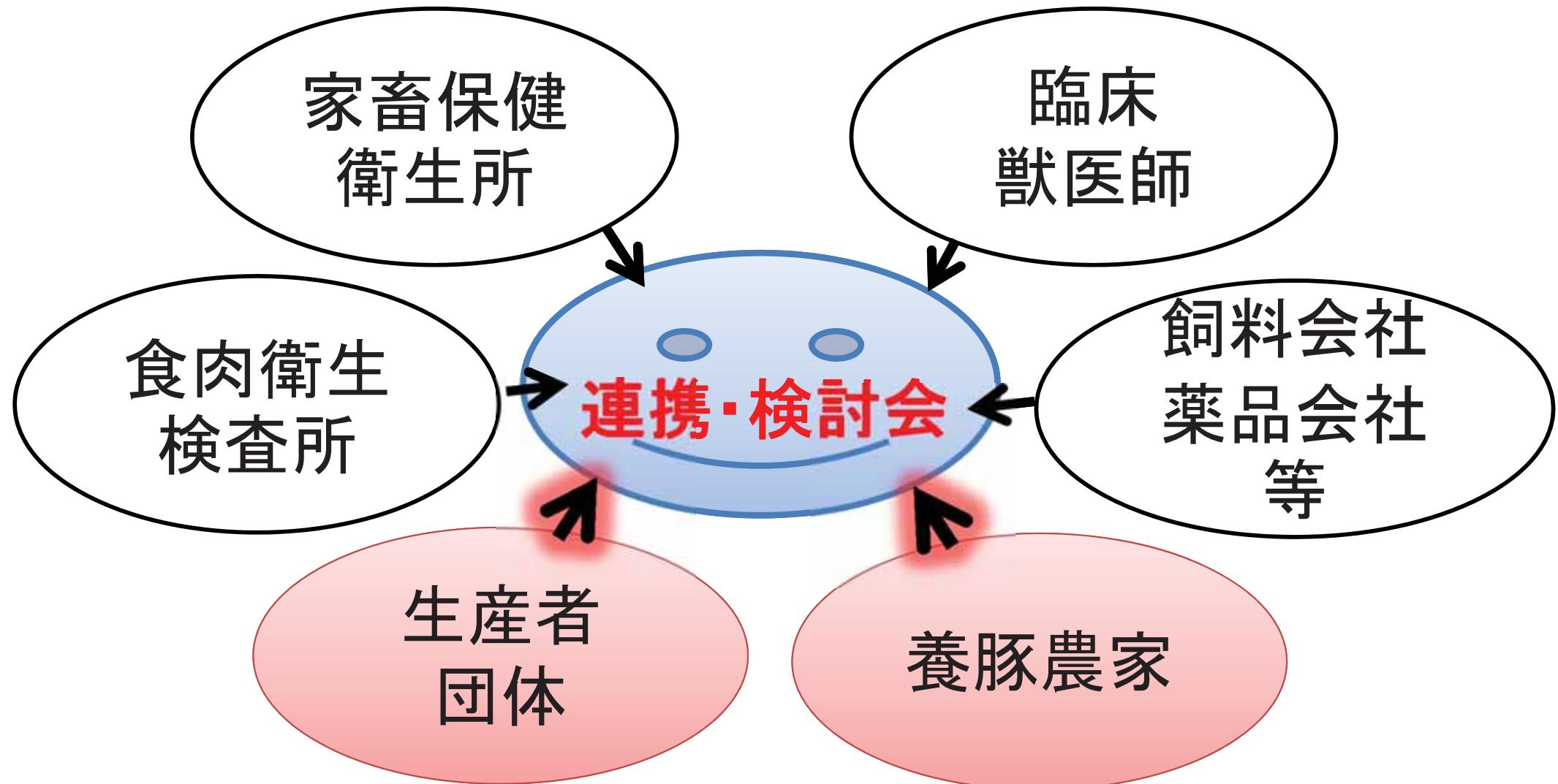
生産コスト低減 (=農家の所得向上)

- ・家畜の損耗防止
- ・抗菌剤等の使用量 (治療費) 減少
(AMR対策にも資する)

<課題>

- ・農場の経営実態に応じたオーダーメードの対策パッケージの検討
- ・民間管理獣医師の積極的な関与による地域一体となつた取組

関係者が連携した慢性疾病対策の推進

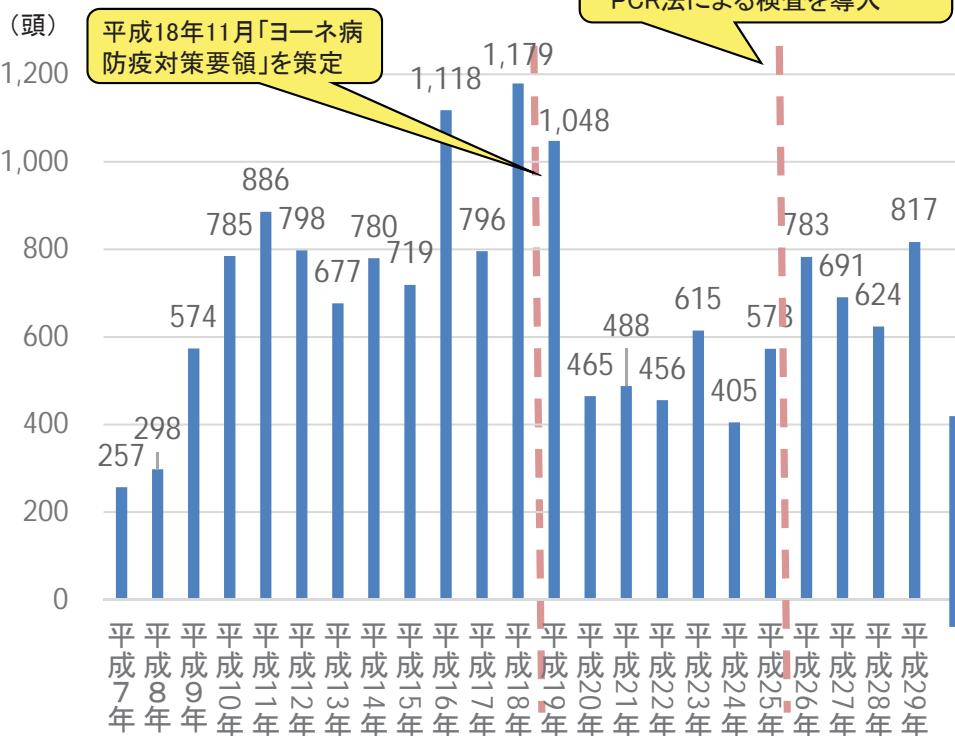


ヨーネ病(JD)対策

- 細菌（ヨーネ菌）を原因とし、数ヶ月から数年間と長い潜伏期間の後に慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等により生産性を著しく低下させる反する動物の慢性疾病。治療方法やワクチンはない。
- 定期的な検査による感染牛の早期摘発・とう汰が重要。
- 平成18年11月に「ヨーネ病対策要領」を策定。平成20年から定期検査の1つとしてスクリーニング検査を実施。平成25年度からリアルタイムPCR法による検査を導入し、平成25年4月1日付で同要領の全部を改正。

現 状

患畜頭数



対策の方向性

- 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく定期検査（少なくとも5年に1度、各都道府県が実施。
⇒**検査強化による患畜の摘発・とう汰**
- 患畜の殺処分命令と手当金の交付
⇒**評価額の4／5を交付**
- 牛のヨーネ病対策要領（平成25年4月）
発生防止、早期発見及びまん延防止のための総合的な対策
 - ・予防対策：知識普及、衛生管理指導
 - ・牛の移動管理：**清潔確認農場からの導入**
検査陰性牛の導入
 - ・まん延防止措置：患畜が確認された農場は、**集中的検査により清潔性を確認**。
 - ①同居牛の検査（年3回）
 - ②①の後、さらに2年間同居牛の検査を実施（年1回）



国 の 支 援 策

- 家畜生産農場清浄化支援対策事業
講習会の開催費、**検査費用**、**感染リスクの高い同居牛等の自主とう汰費用**、陰性証明書の交付費用等を支援

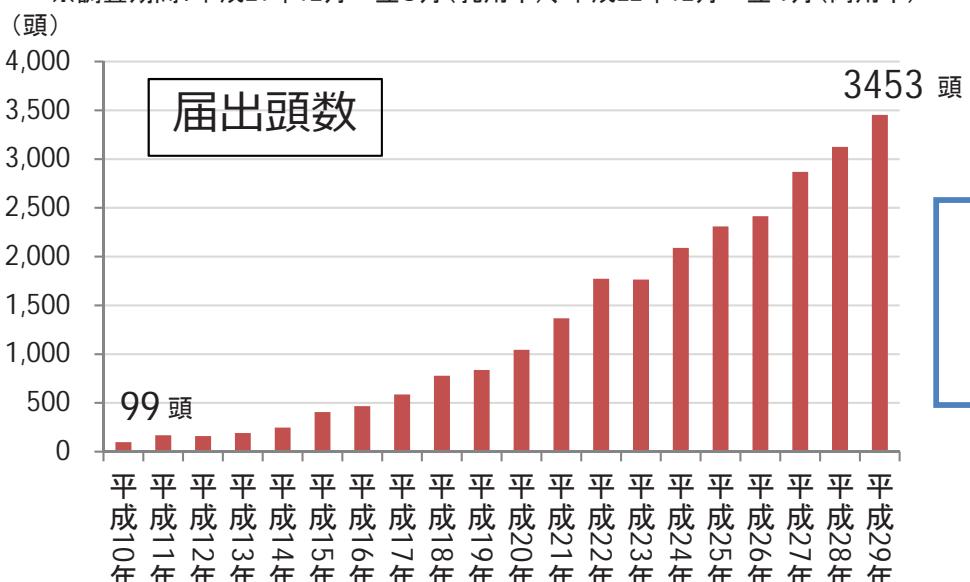
EBL対策

- ウィルス（BLV）を原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛・水牛の疾病。
- BLV感染牛のうち発症するのは数%。感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。
発症すると削瘦、眼球突出、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家の経営に大きな影響を与える。
- 治療法やワクチンはない。BLVを含む血液や乳汁を介して感染するため、複数牛への同一注射針の使用等、人為的伝播を引き起こす行為の排除が重要。また、検査により農場内の感染牛の把握し、経営状況等に応じ感染牛を計画的に更新するなど、中長期的な視点に立って着手可能な対策から講じることが重要。

現 状

	検査頭数	抗体陽性率
乳用牛	11,130頭	40.9%
肉用牛	9,834頭	28.7%

※調査期間：平成21年12月～翌3月（乳用牛）、平成22年12月～翌4月（肉用牛）

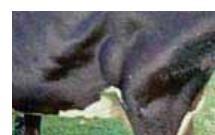


対策の方向性

- 衛生対策ガイドラインを策定(平成27年4月)
 - ・人為的な伝播を引き起こす行為の排除
 - ・飼養者の自農場の浸潤状況の把握
 - ・経営状況等に応じた農場内感染拡大防止対策の実施



- 感染牛の計画的な更新
- 非感染牛由来の初乳給与、初乳の加温や凍結処理
- ネットの設置等による吸血昆虫による機械的伝播の防止
- 感染牛と非感染牛の分離飼養
- ・農場間伝播防止対策による伝播リスクの軽減
- 検査による非感染牛の導入
- 放牧場における感染牛群と非感染牛群の区分放牧



国の支援策

- 家畜生産農場清浄化支援対策事業
移動予定牛や発生農場等の重点的な検査、吸血昆虫の駆除対策、高リスク牛の自主とう汰 等の取組を支援

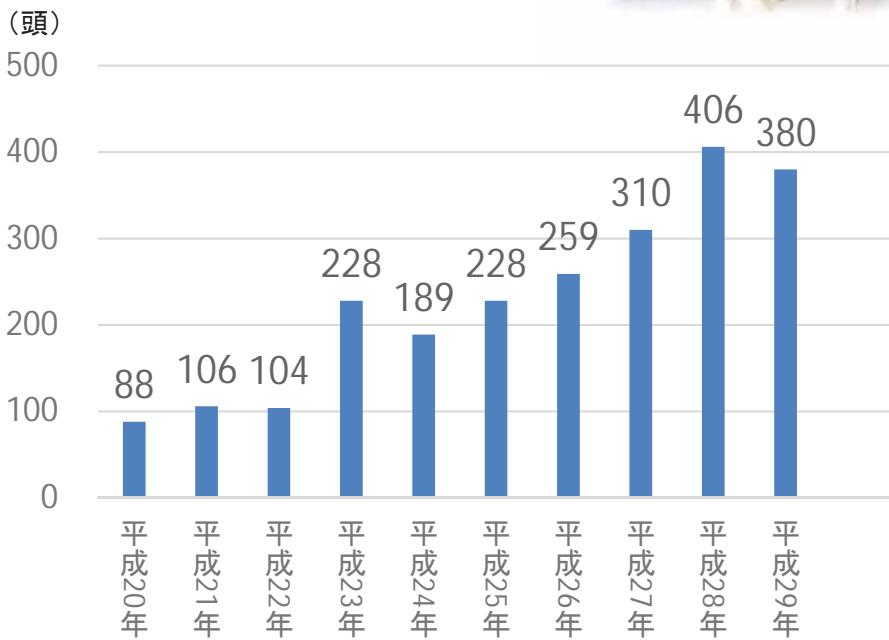
牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)対策

届出

- ウィルス (BVDV) を原因とし、下痢、呼吸器症状、流産等多様な症状を示す牛の疾病。
- ウィルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。発育不良、産乳量、繁殖成績低下等の生産性の低下、免疫力低下による治療費の増加等から、経営上悪影響となる。
- 妊娠中に感染した母牛から生まれた子牛は持続感染牛（PI牛）として生涯にわたりウィルスを排せつし続けて農場内において本病をまん延させる原因となるため、PI牛の摘発・自主とう汰が重要。

現 状

届出頭数



対策の方向性

- 牛ウイルス性下痢・粘膜病に関する防疫対策ガイドライン（平成28年4月）

感染源のPI牛を特定し、感染拡大防止を図ることが重要。

【発生予防対策】

- ・本病に対する知識の普及・啓発、適切な飼養衛生管理
- ・陰性牛の導入、共同放牧場等における検査の徹底
- ・予防接種の励行



【まん延防止対策】

- ・PI牛摘発のための定期的な検査の実施
- ・摘発後の新生子牛に対する検査の実施
- ・自主とう汰の推進

国の支援策

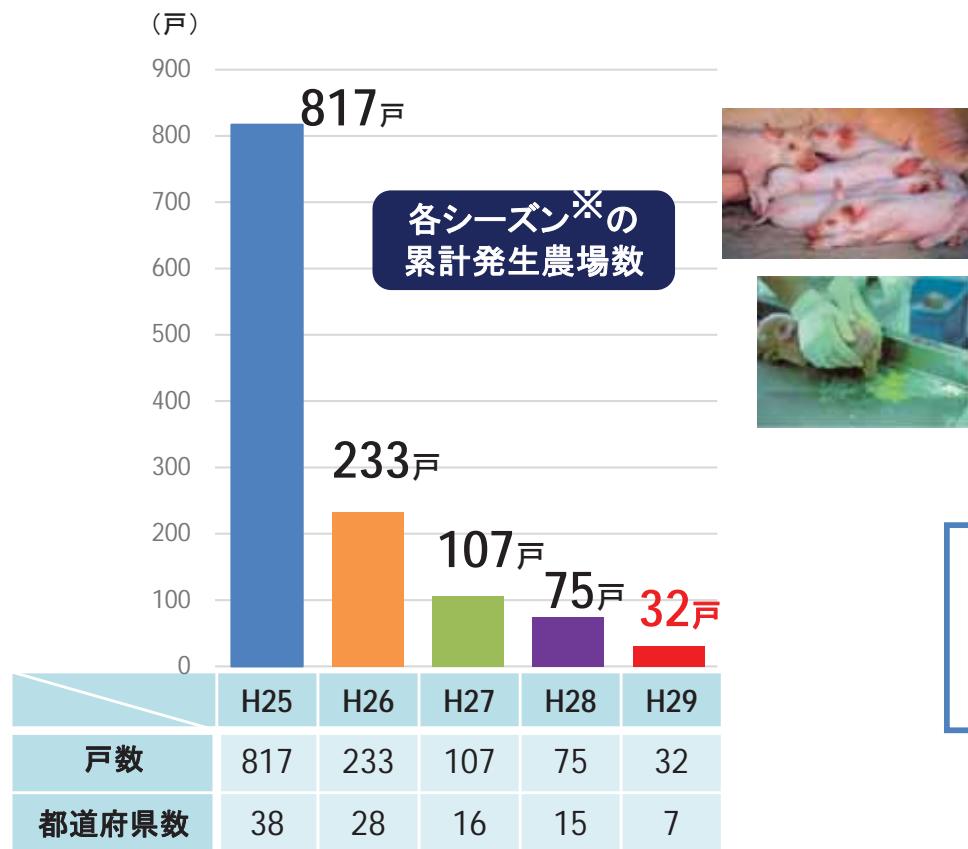
- 家畜生産農場清浄化支援対策事業
検査によるPI牛の摘発・とう汰、陰性牛の流通促進、同居牛へのワクチン接種による感染拡大防止等の取組を支援

豚流行性下痢(PED)対策

- ウィルス（豚流行性下痢ウィルス）を原因とし、主に哺乳豚に水様性下痢・脱水等を引き起こす豚の疾病。感染豚の糞便中に排出されたウィルスを介して感染。
- 飼養衛生管理の徹底による侵入防止や農場内、農場間のウィルスの伝播防止、母豚へのワクチンの適切な使用が重要。

現 状

- 平成25年10月、7年ぶりに発生が確認された後、全国的に発生が拡大。その後発生件数は減少傾向。



対策の方向性

- 豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル（平成26年10月）
 - ・ 本病を疑う家畜発見時の対応
家畜の所有者が**本病の発生が疑われ、家畜保健衛生所等に通報する必要のある症状（※）を明記。**
 - ※ 複数の繁殖母豚の分娩した哺乳豚で半数以上が下痢等を呈した場合等
 - ・ 防疫措置
農場における対策:飼養衛生管理基準の遵守の徹底
(畜舎出入口での消毒、衣服の更衣等の徹底)
 - ・ **発生農場情報の共有**
畜産関係者や発生農場に出入りする業者に対する情報提供
 - ・ **特別防疫対策地域の指定**
都道府県は、侵入・拡大リスクが高まった地域を指定し、
 - ① 健康観察の結果、哺乳豚の全死亡頭数の報告
 - ② 農場及び畜舎の出入口の緊急消毒等
 を実施。
 - ・ **ワクチンの適正使用**
ワクチンの特徴（母豚に接種し、乳汁を介して子豚に免疫を与える）を理解し、用法・用量に従って使用

オーエスキー病(AD)対策

届出

- ウィルス（豚ヘルペスウィルス1）を原因とし、異常産や哺乳豚の死亡・神経症状を主徴とする豚の疾病。ウィルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液等)を介して感染。
- 感染豚では、潜伏感染(ウィルスが不活性化状態で維持)が起こり、妊娠・輸送等のストレスでウィルスが再活性化し、他の豚への感染源となるため、感染豚の摘発・早期更新が重要。

現 状

- 昭和56年に初めて発生し、全国に拡大。
- ワクチン接種を活用した防疫対策により、全国的に清浄化が進展している。



対策の方向性

- オーエスキー病防疫対策要領(平成3年3月。29年3月改正)
衛生的な飼養管理の徹底及び浸潤状況（地域ステータス）を踏まえて地域の状況に応じた対策を講じることが重要。

(地域ステータス)

- ・ステータス I 清浄化の体制構築段階
- ・ステータス II (前期) 浸潤状況把握済
- ・ステータス II (後期) ワクチン接種の推進
- ・ステータス III (前期) 検査により清浄性を確認
- ・ステータス III (後期) ワクチン接種中止
- ・ステータス IV 清浄化達成

浸潤県

野外ウィルスが存在しない

国の支援策

- 家畜生産農場清浄化支援対策事業（平成30年度限り）
清浄化に向けた地域的な取組等に対して集中的に支援。
 - ・清浄性維持・確認のための抗体検査、ワクチン接種
 - ・感染豚の自主とう汰 等

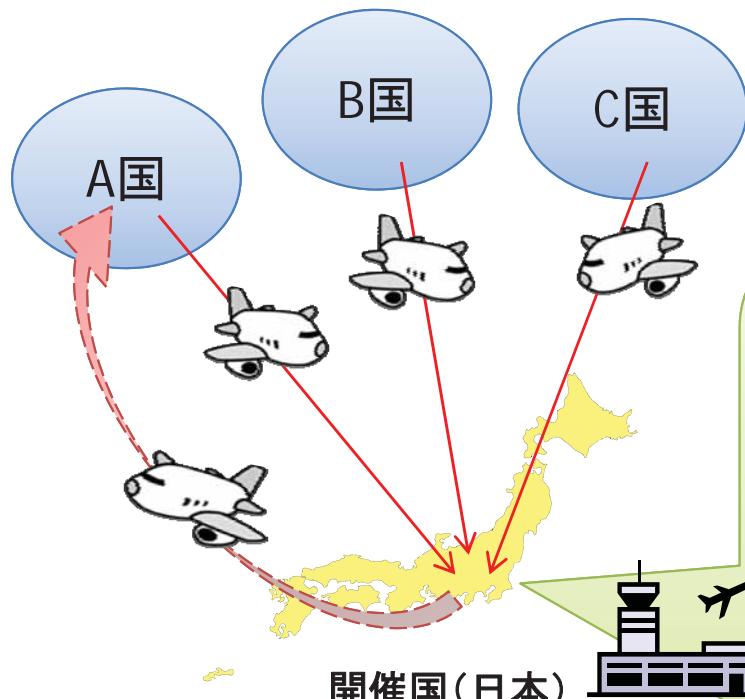
2020東京オリンピックパラリンピック競技大会参加馬の検疫

東京大会参加馬の輸出入検疫は、Bubble to Bubble Concept を採用

- オリンピック競技に参加する馬は、衛生レベルの高い施設で飼養管理された、衛生レベルの高い馬であることから、疾病に罹患しているリスクは限りなく低いことが想定される。
- 近年のアジア大会(中国(2010)、韓国(2014))及びリオ五輪(2016)でも、開催国に特定の疾病がないことが証明されているEquine Diseases Free Zone (EDFZ)を設定し、輸出国の疾病清浄エリアからEDFZへ移送する Bubble to Bubble Concept で行われた。

家畜衛生条件で衛生レベルを担保

輸出国の検疫施設(Bubble)



※リオ五輪では、45か国から226頭の馬が輸入。
東京大会でも同程度の馬が参加する見込み。



ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

生命^{いのち}を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ

時代の変化を見通して政策を提案し、

その実現に向けて全力で行動します。

農林水産省